

特定非営利活動法人 申請・届出の手引き

千葉県

特定非営利活動法人に関する申請・問合せ先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

環境生活部県民生活課

TEL 043-223-4137

FAX 043-221-5858

メール マイツ npo-houzin@mz.pref.chiba.lg.jp エッジー

(R7.2)

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
法 令・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
法 規・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
条 例・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年条例第 36 号）
規 則・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成 10 年規則第 78 号）
NPO 法人・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人・・・・・特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人等・・・・・認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）

措 法・・・・・・・・・・租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措 令・・・・・・・・・・租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措 規・・・・・・・・・・租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
法人法・・・・・・・・・・法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
法人令・・・・・・・・・・法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
法人規・・・・・・・・・・法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
所 法・・・・・・・・・・所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所 令・・・・・・・・・・所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
所 規・・・・・・・・・・所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
相 規・・・・・・・・・・相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
県税条例・・・・・・・・・・千葉県県税条例（平成 19 年条例第 1 号）

組登令・・・・・・・・・・組合等登記令（昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号）

ガイドライン・・・・・・・・・・実務担当者のためのガイドライン（平成 23 年 11 月 20 日 NPO 法人会計基準協議会）

○ この手引きは、千葉県ホームページで御覧いただけます。

「千葉県 NPO 手引き」で検索

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/houjin/tebiki-ninsho.html>

○ 各種提出書類は、千葉県ホームページからダウンロードしてください。

「千葉県 NPO 様式」で検索

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/houjin/youshiki.html>

— 目 次 —

I 特定非営利活動促進法について

- 1 法律の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 法律の目的等
 - (2) NPO法人になるための要件
- 2 NPO法人設立の手續・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 NPO法人の管理・運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 NPO法人格取得後の義務・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出
 - (2) 納税
 - (3) 登記
 - (4) 貸借対照表の公告
 - (5) 就業関係
- 5 認定NPO法人制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 認定NPO法人とは
 - (2) 特例認定NPO法人とは
 - (3) 認定NPO法人等になることによるメリット
 - (4) 認定の基準
 - (5) 欠格事由
 - (6) 認定等の有効期間等

II NPO法人の設立手続きについて

- 1 設立の認証のための申請手續・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 認証の申請
 - (2) 認証又は不認証の決定
 - (3) 認証後の手続き
- 2 認証の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 設立の認証申請を行う場合のフロー
 - 設立の認証申請を行う場合に提出する書類
 - ・定款の作成に当たっての留意事項

III NPO法人の管理・運営について

- 1 事業年度終了後の報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - 毎事業年度終了後のフロー
 - 毎事業年度終了後の報告書類
 - ・計算書類等の作成に当たっての留意事項
- 2 役員変更等の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
 - 役員の変更等があった場合のフロー
 - 役員の変更等があった場合に提出する書類

3	定款変更の認証申請・・・・・・・・・・・・・・・・	90
	○定款変更の認証申請を行う場合のフロー	
	○定款変更の認証申請を行う場合に提出する書類	
4	定款変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・	101
	○定款変更の届出を行う場合のフロー	
	○定款変更届出時に提出する書類	
5	解散に関する手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	(1) NPO法人の解散	
	(2) 清算の終了まで	
	○解散（総会決議による解散）を行う場合のフロー	
	○解散手続き提出書類	
6	合併に関する手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	117
	○合併の認証申請を行う場合のフロー	
	○合併の認証申請を行う場合に提出する書類	
7	情報公開と監督について・・・・・・・・・・・・	122
	(1) NPO法人の情報公開	
	(2) NPO法人に対する監督等	

IV 法令集

○特定非営利活動促進法・・・・・・・・・・・・	127
○特定非営利活動促進法施行令・・・・・・・・	158
○特定非営利活動促進法施行規則・・・・・・・・	164
○特定非営利活動促進法施行条例・・・・・・・・	172
○特定非営利活動促進法施行条例施行規則・・	176
○組合等登記令(抄)・・・・・・・・・・・・・・	180

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	185
----------------------	-----

I 特定非営利活動促進法について

1 法律の目的等

(1) 法律の目的等

近年、福祉、環境、国際協力、まちづくりなどの様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。

これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動しています。そのため、銀行で口座を持ったり、事務所を借りたり、電話を設置したり、不動産を登記するなどの法律行為を行う場合は、団体の名で行うことが難しく、様々な不都合（例：代表者名義の口座であると相続の問題など）が生じることがあります。

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）は、このような不都合を解消するため、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法1）。

また、この法律の大きな特徴として、NPO 法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられています。法人の信用は、法人の活動の実績や情報公開等によって法人自らが築いていくことが必要です。

(2) NPO 法人になるための要件

この法律に基づいて、NPO 法人になれる団体は、次のような要件を満たすことが必要です（法2②、法12①、法15）。

- ア 特定非営利活動（注1）を行うことを主たる目的とすること（法2②）
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員（注2）で分配しないこと）（法2②一）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと（法2②一イ）
- エ 役員（理事及び監事）のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ・ロ）
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと（法12①三）
- ク 10人以上の社員を有するものであること（法12①四）
- ケ 理事が3人以上及び監事が1人以上を置くこと（法15）

(注1) 特定非営利活動 (法2 別表)

1 次に該当する活動であること

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 (注3)

2 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

(注2) 「社員」とは、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者が、これに該当します。勤務する人（従業員）という意味ではありません。

(注3) 19 分野に準ずる活動として、都道府県又は指定都市の条例で定められた活動が該当しますが、現在千葉県では条例で定める活動分野はありません。

2 NPO 法人設立の手続

NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類 (注1) を添付した申請書を、所轄庁 (注2) に提出し、設立の認証 (注3) を受けることが必要です (法 10①)。提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります (法 10②)。

所轄庁は、縦覧期間を経過した日から2か月以内に認証又は不認証の決定を行います (法 12 ②)。審査期間を所轄庁の条例で縦覧を経過した日から2か月より短い期間を定めている場合には、その期間に行わなければならないとされており、千葉県では1か月以内 (注4) に認証又は不認証の決定に努めると定めています (条例 4)。

設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります (法 13①)。

(注 1) 申請書に添付する書類は①～⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類に該当し、内閣府 NPO 法人ポータルサイトにも掲載します。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち 10 人以上の者の名簿
- ⑥ 「1(2) NPO 法人になるための要件」のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類。なお、当分の間、収支予算書による提出も可。以下同じ。）

(注 2) NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事となります（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）（法 9）。千葉県の場合は、千葉市にのみ事務所をおく法人については「千葉市長」、それ以外で千葉県内に主たる事務所を置く法人については「千葉県知事」が所轄庁となります。

(注 3) 認証とは、法令で定められた要件を備えていれば、所轄庁が確認し証明することです。

(注 4) 千葉県では、条例で縦覧終了後から 1 か月以内に認証・不認証の決定を行うこととしています（条例 4①）。

3 NPO 法人の管理・運営

NPO 法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。NPO 法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点には御留意ください。

① 役員

NPO 法人には、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表（注 1）し、その過半数（注 2）をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員は暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています（法 15～24）。

（注 1）定款をもって、その代表権を制限することができます（法 16）。

（注 2）定款において特別の定めを置くことができます（法 17）。

② 総会

NPO 法人は、毎事業年度少なくとも 1 回、通常総会を開催しなければなりません（法 14 の 2）。

③ その他の事業

NPO 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません（法 5）。

④ 事業報告書等

毎事業年度初めの 3 か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可。以下同じ。）、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第 27 条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません（法 27～29）。

⑤ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です（法 25③④）。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります（法 25⑥）。

定款の変更にあたり所轄庁の認証が必要となる事項

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

⑥ 合併、解散

NPO 法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別の NPO 法人との合併又は解散を行うことができます（法 31①、法 33）。解散した場合は、官報により債権申出の公告を 2 か月以内に少なくとも 1 回行わなければなりません。官報掲載にあたり 1 回最低 4 万円程度の費用がかかります。

また、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります（法 31～39）。

定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者（法 11③）

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

⑦ 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO 法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります（法 41～43、77～81）。

（参考）

事業報告書等が 3 年間未提出の場合や設立認証後 6 か月以内に設立登記を行わない場合には、認証を取り消すことができます（法 43①、13③）。

4 NPO 法人格取得後の義務

法人格取得後は、法及びその他の法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点には御留意ください。

（１）事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの 3 か月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります（法 28～30）。

閲覧させる書類

- ① 事業報告書
- ② 活動計算書（経過措置として当分の間、「収支計算書」の提出も認められます。）
- ③ 貸借対照表
- ④ 財産目録
- ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥ 社員のうち 10 人以上の者の名簿
- ⑦ 役員名簿（最新の役員構成を記載した書類）
- ⑧ 定款
- ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

※設立又は合併後、①事業報告書、②活動計算書、③貸借対照表及び④財産目録が作成されるまでの間は、事業計画書、活動予算書、設立当初の財産目録を備え置き等する必要があります。

※①、②、③、④は定款とともに、内閣府 NPO 法人ポータルサイトにも掲載されます。

（２）納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、県税事務所等に御相談ください。

① 国税

法人税法上の収益事業（34業種）を行う場合には、管轄の税務署にその届出をする必要があり、その収益事業からの所得に対し法人税が課税されます。

法人税法上の収益事業（34業種）（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業で、継続して事業場を設けて営まれるものです。

※特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当することがあります。

② 地方税

法人税法上の収益事業から生じた所得に対しては法人住民税（法人税割）や法人事業税が課税されます。

また、法人の設立や事務所の設置をした場合には、各都道府県や市町村に報告をする必要があり、所得の有無にかかわらず法人住民税（均等割）は原則として課税されます。ただし、法人税法上の収益事業を行わないなどの一定の条件のもとに、法人からの申請により減免する規定を定めている自治体もあります。

※千葉県における法人住民税（均等割）の取扱（県税条例より）

法人住民税には、法人県民税と法人市（町村）民税があります。

千葉県においては、収益事業を行わない特定非営利活動法人の法人県民税を減免の対象としています。

具体的な手続きとしては、①法人の定款、②財産目録、③貸借対照表、④活動計算書、⑤事業報告書、⑥所轄庁による設立の認証を受けたことを証する書類（認証書）の写しを、「法人の県民税減免申請書」及び「道府県税の均等割申告書」に添えて、4月30日までに提出することが必要です。なお、一度減免申請を行うと、翌年以後一部の手続きが不要となります。

詳細については、法人事務所の所在地を管轄する県税事務所へお問い合わせください。法人市（町村）民税については市町村により取り扱いが異なるため、各市町村の税務担当窓口へ御確認ください。

（3） 登記

NPO 法人の登記事項は、下記のとおりです。手続きにあたり登録免許税はかかりません。なお、変更の登記に必要な書類など詳細については、法務局にお問い合わせください。

NPO 法人の登記事項（組登令2）

①名称、②主たる事務所及び従たる事務所の所在地、③目的等（目的、活動の種類及び事業）④理事に関する事項（代表権を有する者（理事長等）の氏名、住所及び資格）、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 ⑥別表で定める事項（代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め）

主たる事務所を管轄する法務局には、事実発生から2週間以内に変更の登記をしなければなりません（組登令2）。

なお、登記事項のうち、「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」以外の変更は定款変更が必要です。定款変更に必要な書類についてはP92、P103を参照してください。

（４）貸借対照表の公告

法人は、（１）のとおり毎事業年度初めの3か月以内に貸借対照表を含めた書類を作成しなければなりません。そのうち貸借対照表については、次に掲げる方法のうちから公告方法を定款で定め、遅滞なく公告しなければなりません。

①官報（1度掲載。） ②日刊新聞紙に掲載する方法（1度掲載。） ③電子公告（法人のホームページの他、内閣府ポータルサイトを利用する等。5年間継続して公告。） ④不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置（法人の主たる事務所の掲示板等。1年間継続して公告。）

（５）就業関係

従業員を雇う場合には、一般企業と同様の手続きが必要です。

① 就業関係

労働者を使用するに至った段階から労働基準法の適用事業場となり、所轄の労働基準監督署への届出が必要です。労働者とは、常用、パートタイム、アルバイト等名称を問いません。労働基準法をはじめとする労働者保護に関する法令に従って、労働契約や就業規則の作成などの義務が生じます（労働基準法等）。詳しくは、所轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

② 労働保険（労災保険、雇用保険）

労働保険には、労災保険と雇用保険があり、それぞれ対象者が異なります。労災保険は、常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や、雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となり、保険料は全額事業主の負担です（労災保険災害補償保険法等）。これに対して、雇用保険は、6か月以上の雇用見込みがあり、所定労働時間が週20時間以上の者が対象となり、保険料は事業主と被保険者が折半で負担します（雇用保険法等）。

詳しくは、所轄の労働基準監督署（労災保険）又はハローワーク（雇用保険）にお問い合わせください。

③ 社会保険（健康保険、厚生年金保険、介護保険）

常時従業員を使用する法人事業所は健康保険、厚生年金保険の適用事業所となり、保険料を事業主と被保険者が折半で負担します。また、従業員のうち40歳以上の方は介護保険の被保険者となり、事業主が保険料を源泉徴収し納付します（健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法）。

詳しくは、所轄の年金事務所等にお問い合わせください。

5 認定 NPO 法人制度の概要

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人（以下「認定 NPO 法人等」という。）として、認定を行う制度です。

（１）認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリックサポートテストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2③、44①）。

（２）特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもの（設立後 5 年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリックサポートテストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2④、58①）。

（３）認定 NPO 法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法 41 の 18 の 2 ①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法 37 の 2 ①三・四、314 の 7 ①三・四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法 40）。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます

(措法 66 の 11 の 3 ②)。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定 NPO 法人は適用されません。措法 66 の 11 の 3 ①）。

（参考）

国税庁ウェブサイト

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/21/14.htm>

千葉県ウェブサイト くらしと県税

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/pamphlet.html>

（４）認定の基準

認定 NPO 法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定 NPO 法人は除きます。）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

（注） 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定 NPO 法人は①を除きます。）、欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定（特例認定）受けることはできないこととなります。

（５）欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません（法 47）。

① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しく

は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②）。

(参考) 特定非営利活動促進法の施行及び主な改正

平成10年12月 1日	施行
平成15年 5月 1日	一部改正 ① 特定非営利活動の種類を追加 ② 設立の認証の申請手続きの簡素化 ③ 暴力団を排除するための措置の強化
平成20年12月 1日	一部改正 ① 民法改正に伴う法規定整備 ② 総会における電磁的方法による表決権行使規定の追加
平成24年 4月 1日	一部改正 ① 法人運営に係る手続きの簡素化 ② 情報公開の強化 ③ 認定 NPO 法人に係る事務を国税庁から所轄庁へ移管
平成28年 6月 7日	一部改正 ① 内閣府 NPO 法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大
平成29年 4月 1日	一部改正 ① 認証申請時の縦覧期間の短縮 ② 事業報告書等及び役員報酬規程等の備置期間の延長 ③ 認定 NPO 法人の海外送金等に関する書類の事前提出義務の見直し ④ 仮認定 NPO 法人の名称変更
平成30年10月 1日	一部改正 ① 資産の変更登記に代え貸借対照表の公告を義務化
令和元年12月14日	一部改正 ① 成年後見制度の利用促進のための関係整備法の成立に伴う役員の欠格事由の見直し
令和元年12月16日	一部改正 ① デジタル手続法による電子申請の規定整備
令和3年6月9日	一部改正 ① 認証申請時の縦覧期間の短縮 ② 個人情報保護の強化 ③ 認定 NPO 法人の提出書類の削減

Ⅱ NPO 法人の設立手続きについて

ここでは、千葉県に申請する場合の手続きを説明します。

所轄庁変更など他の所轄庁に申請する場合は、様式等が異なる場合がありますので御注意ください。

1 設立の認証のための申請手続

(1) 認証の申請

イ NPO 法人を設立するためには、条例で定めるところにより、次の①～⑩の書類を添付した申請書を提出し、設立の認証を受ける必要があります（法 10①）。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち 10 人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
- ⑥ 団体確認書（法 2②二及び法 12①三に該当することを確認したことを示す書面）
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類）

ロ 認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次の①及び②に掲げる事項を内閣府 NPO 法人ポータルサイトで公表するとともに、上記①、②、⑦、⑨、⑩の書類は、受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供する必要があります（法 10②）。

（公表事項）

- ① 申請のあった年月日
- ② 申請に係る NPO 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

ハ 提出書類に不備があるときは、その不備が条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から 1 週間に満たない場合に限ります。）（法 10④）。

（注）補正ができる軽微なものは、千葉県では、条例で軽微な不備を「客観的に明らかな誤記又は脱字による不備であって、当該不備を補正したとしても提出された申請書又は当該申請書に添付された書類の内容の同一性を失わない範囲のもの」としています（条例 3）。

(2) 認証又は不認証の決定

所轄庁は、正当な理由がない限り、縦覧期間を経過した日から 2 か月（注）以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します。（法 12②③）。

（注）認証の期間は都道府県又は指定都市の条例で 2 か月より短い期間を定めることができます。

千葉県では縦覧期間を経過した日から 1 か月以内の決定に努めると定めています（条例 4）。

(3) 認証後の手続き

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法 13①）。設立の登記は、設立認証の通知があった日から 2 週間以内に行う必要があります（組登令 2①）。

NP0 法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び NP0 法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 13②）。

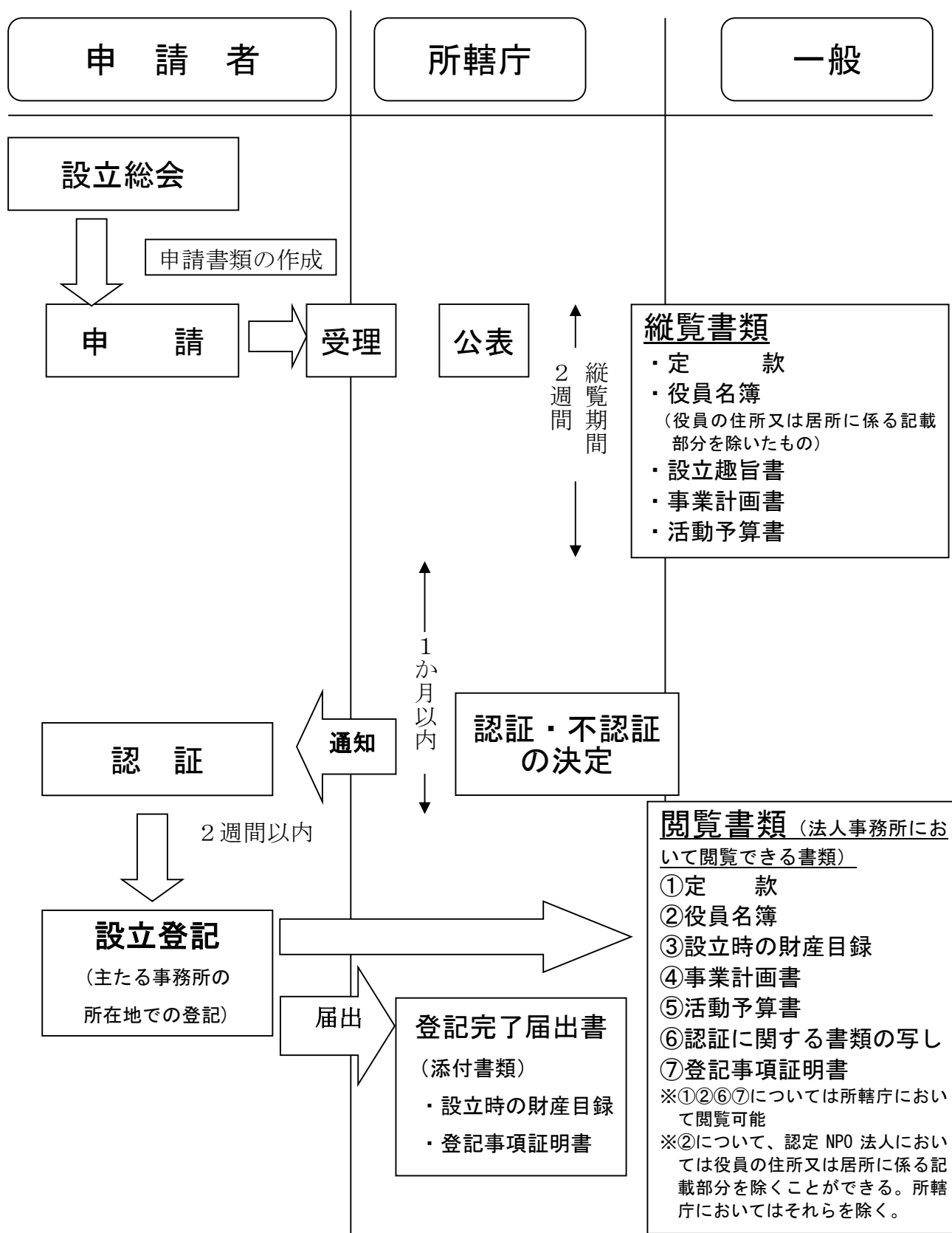
なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から 6 か月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことができます（法 13③）。

2 認証の基準

所轄庁は、NP0 法人を設立しようとする者から申請について、次の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません（法 12①）。

- ① 設立の手続き並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
- ② 当該申請に係る NP0 法人が特定非営利活動（3 ページ参照）を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないもの（活動により出た利益を構成員に分配しないこと）であって、次のイ及びロのいずれにも該当し、その活動が、次のハ～ニのいずれにも該当する団体であること（法 2②関連）
 - イ 社員（法人の構成員で総会での議決権を有する者）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員（理事及び監事）のうち報酬を受ける者の数が、役員の総数の 3 分の 1 以下であること。
 - ハ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。（政治活動には具体的な施策を推進することは含まれません）
 - ホ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ③ 当該申請に係る NP0 法人が次のイ及びロに該当しないものであること
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- ④ 当該申請に係る NP0 法人が 10 人以上の社員を有するものであること

○設立の認証申請を行う場合のフロー



(注) 設立の認証後、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します

○設立の認証申請を行う場合に提出する書類

(1) 設立認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
設立認証申請書（第一号様式）	19
定款	20
役員名簿	38
役員就任承諾及び誓約書の謄本	39
役員の住所又は居所を証する書面（注2）	—
社員のうち10人以上の者の名簿	41
団体確認書	42
設立趣旨書	43
設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	44
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	46
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	48

（注1）提出部数は、全て1部です。

（注2）住民票（写しは不可、申請の日前6か月以内に作成されたもの）、海外居住者については各国政府が発行する住民票に類する書面、がこれに該当します（条例2②）。住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。

また、住民票については、役員就任承諾及び誓約書の住所・氏名を自署（本人による手書き）、押印で作成の場合、住民基本台帳ネットワークで確認するため、提出を省略することができます。ただし、同ネットワークの利用を望まない方は住民票の提出が必要です。

なお、各国政府が発行する住民票に類する書面については、翻訳者を明らかにした訳文を添付してください（規則2②）。

(2) 法人成立後の届出書類一覧

提出書類のリスト	参照ページ
設立登記完了届出書（第二号様式）	51
登記事項証明書	—
設立の時の財産目録（注）	52

（注）財産目録は設立登記にも必要な書類です。登記申請用、所轄庁提出用、事務所公開用の3通の作成が必要になります。

設立申請書 チェックシート

以下は、設立申請書の作成にあたって、特に、誤りが多い項目です。

提出される前に、再確認いただくようお願いします。

チェックポイント	確認する書類
Step 1 <u>法人の名称</u>は正しく記載されていますか？ ・登記に使える文字を使用していませんか？ (例) ○ 特定非営利活動法人千葉〇〇〇会 × 特定非営利活動法人 千葉〇〇〇会 (空白 (スペース) は登記できません) ・全ての書類の法人名称は同一ですか？ ※名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビア数字の他、符号として、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を用いることができます。(符号は、字句を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。) 空白 (スペース) は、ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、用いることができます。なお、括弧やカギ括弧等は用いることができません。	全ての提出書類
Step 2 <u>法人事務所の所在地</u>は正しく記載されていますか？ ・住居表示のとおりに記載してください。 役員の御住所と同一の場合は、住民票で確認してください。その他の場合は各市町村役場に御確認ください。番地の表記方法、建物の名前の有無などは、市町村により違いがあります。算用数字、漢数字の違いにも注意してください。	設立申請書 議事録 (法人所在地) 定款 (法人所在地を地番まで規定している場合のみ)
Step 3 <u>設立代表者、役員の氏名、住所</u>は正しく記載されていますか？ ・氏名の漢字は、住民票と同一としてください。 <u>旧字体、異体字等を使用している場合も、そのとおりに記載</u>してください (手書きでもかまいません)。 ・住所についても、住民票と同一としてください。番地の表記方法、建物の名前の有無などは、市町村により違いがあります。算用数字、漢数字の違いにも注意してください。	設立申請書 定款 (附則の役員名) 役員名簿 役員就任承諾及び誓約書 議事録 (役員名) 社員名簿 (役員の方が社員である場合のみ)
Step 4 <u>「目的」</u>は整合がとれていますか？ ・設立申請書の「5 定款に記載された目的」の欄には、定款に記載した目的と同一としてください。句点、読点、カギ括弧等も違いのないようにしてください。	設立申請書 定款 (目的)

※ここにあげたチェックポイントは、審査事項の全てではありませんので御承知置ください。

第一号様式（第二条第一項）

千葉県規則で定められた様式どおりに作成。

設 立 認 証 申 請 書

申請書提出日。

年 月 日

千葉県知事 様

設立総会で選出された設立代表者の個人の住所氏名を正しく記載。

申請者

千葉県千葉市〇〇区〇〇町〇番地の〇
氏名 田中 花子
電話番号 043-×××-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人〇〇〇〇

定款に記載されている法人の名称をそのまま記載。

名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビア数字の他、符号として、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を用いることができます。（符号は、字句を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。）なお、括弧やカギ括弧等は用いることができません。また、ローマ字の単語を複数並べる場合に限り、単語と単語の間に「空白（スペース）」を使用することができます。

2 代表者の氏名

千葉 太郎

住居表示があるところでは住居表示を、住居表示がないところでは地番を正しく記載。

3 主たる事務所の所在地及び電話番号

千葉県千葉市〇〇×丁目×番×号
043-×××-××××

申請書提出後、設立登記をするまでは、事務所の所在地の変更は原則として不可。

4 その他の事務所の所在地

従たる事務所を置かない場合は「なし」と記載。

神奈川県横浜市〇〇区〇〇×丁目×番×号

5 定款に記載された目的

この法人は、〇〇〇〇〇〇を目的とする。

定款に記載されている法人の目的を条文どおりに記載。

備考 上記3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、〇〇〇〇を目的とする。

＜第 条＞と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

＜第1条＞…名称は必要的記載事項(法11①二)

注：「NP0 法人〇〇〇」とすることも可能。

＜第2条＞…事務所の所在地は必要的記載事項(法11①四)

注1：住居表示があるところでは住居表示を、住居表示がないところでは、地番を正しく記載する。

注2：「主たる事務所」と「その他の事務所(＝従たる事務所)」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画までよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。(千葉市の場合も区の記載は任意的記載事項。)

＜第3条＞…目的は必要的記載事項(法11①一)

注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があるため、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

① ○○○○○事業

② ○○○○○事業

⋮

※「特定非営利活動に係る事業」において、付随的、臨時的な事業を行う可能性がある場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」を記載してもよい。事業計画書には、ここで規定した事業全てについて、具体的な計画を記載するが、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」についての計画の記載は要しない。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

⋮

＜第4条＞…特定非営利活動の種類は必要的記載事項（法11①三）

注：法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可能であるが、目的に関係する全ての活動の種類を掲げる必要はなく、主なものでよい）。

＜第5条＞…事業は必要的記載事項（法11①三及び十一）

参考：法5

注1：第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。

注2：NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。「その他の事業」を行う場合の定款の作成例は千葉県ウェブサイトを参照のこと。

＜第3章＞…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②ーイ

＜第6条＞

注1：ここでいう「社員」とは、団体の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、任意的記載事項。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②一イ）

<第8条>

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

<第10条>

注：退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

※理事の代表権を制限し、代表権を持つ者（理事長等）と法人が不動産賃貸など契約を締結する場合は、利益相反行為となるので注意が必要です。（法第16条、法第17条の4）

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名し

＜第4章＞…役員に関する事項は
要的記載事項（法11①六）

＜第13条＞

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない（法15）。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

＜第14条＞

注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる（法21）。

参考：第4項…法19

＜第15条＞

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、「理事長及び副理事長は、この法人を代表する。」「理事全員は、この法人を代表する。」等の記載をすること。（法16）。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注3：第3項…副理事長が1人の場

た順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法18

注3：監事は代表権を有しない。

<第16条>

注1：第1項…**必要的記載事項**（法24①（役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。））

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第14条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期延長規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできない。

<第17条>

参考：法22

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、報酬及び費用弁償
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 清算人の選任

<第 18 条>

注：役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第 19 条>

参考：第 1 項…法 2 ②一口

注：第 3 項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第 5 章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法 11①七）

<第 20 条>

参考：法 14 の 2 及び法 14 の 3

<第 22 条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項（法 14 の 5）。

なお、法定の総会議決事項（定款変更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（第 31 条参照）。

- (12) 残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要事項
(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
- (4) 法第 14 条の 3 第 1 項の規定により、理事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録に

<第 23 条>

注 1 : 第 1 項…少なくとも年 1 回通常総会を開催する必要がある (法 14 の 2)。

参考 : 第 2 項第 1 号…法 14 の 3①

注 2 : 第 2 項第 2 号…社員総数の 5 分の 1 以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能 (法 14 の 3②)

<第 24 条>

注 : 第 3 項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の 5 日前までに行われなければならない (法 14 の 4)。

<第 26 条>

注 : 定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上である (法 25 ②)。

<第 27 条>

参考 : 第 1 項…法 14 の 6 (総会の議決事項は、定款に別段の定めがない限り、あらかじめ通知した事項のみ。)

注 : 第 3 項…書面以外に電磁的記録

より同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(法規 2) による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法 14 の 9①)。

<第 28 条>

参考：第 1 項及び第 2 項…法 14 の 7

注：書面による表決のほかに、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる(法 14 の 7③)。(電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する(法規 1 の 2)。)

参考：第 4 項…法 14 の 8

<第 29 条>

注：第 1 項第 2 号…電磁的方法による表決権を定めている場合は、書面表決者だけでなく電磁的方法による表決者の数も付記する旨の記載が必要。

注：第 3 項…書面以外に電磁的記録(法規 2)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法 14 の 9①)

<第 6 章>…会議に関する事項は必要的記載事項(法 11①七)

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の〇日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

<第 31 条>

注：総会の権能と整合性をとる（第 22 条参照）。

<第 35 条>

参考：第 2 項…法 17

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

注：第 1 項第 2 号…電磁的方法による表決権を定めている場合は、書面表決者だけでなく電磁的方法による表決者を付記する旨の記載が必要。

<第 7 章>…**必要的記載事項**（法 11 ①八及び九）

<第 38 条>

<第 39 条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第 40 条>

注：「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第43条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

<第41条～第43条及び第46条>

注：平成15年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている（法27一）。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

<第45条>…**必要的記載事項**（法11①十）

<第8章>…**定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項**（法11①十二及び十三）

<第47条>

参考：法25

注1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が

- (解散)
- 第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

必要となる。

注 2 : 法 25③に規定する事項は、

- ①目的 (法 11①一)
- ②名称 (法 11①二)
- ③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (法 11①三)
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る) (法 11①四)
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項 (法 11①五)
- ⑥役員に関する事項 (役員の定数に係るものを除く) (法 11①六)
- ⑦会議に関する事項 (法 11①七)
- ⑧その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他事業に関する事項 (法 11①十一)
- ⑨解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものに限る) (法 11①十二)
- ⑩定款変更に関する事項 (法 11①十三) をいう。

<第 48 条>

参考 : 第 1 項…法 31①

第 1 号…法 31①一

第 2 号…法 31①三

第 3 号…法 31①四

第 4 号…法 31①五

第 5 号…法 31①六

第 6 号…法 31①七

第 7 号以下…法 31①二 (定款で定めた解散事由の発生)

注 : 第 2 項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾が必要となる (法 31 の 2)。

参考 : 第 3 項…法 31②

(清算人の選任)

第 49 条 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事長が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇〇に掲載して行う。

<第 49 条>

参考：法 31 条の 5（清算人は、定款に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときを除き、全理事になる。）

<第 50 条>

参考：法 11③、法 32

注 1：「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない（法 11③）。

注 2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる（法 32②③）。

<第 51 条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の 4 分の 3 以上の議決が必要（法第 34 条）。

<第 9 章>…**必要的記載事項**（法 11①十四）

<第 52 条>

注 1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注 2：前事業年度の貸借対照表の作成後、遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告は以下の 4 つの方法から選んで定款で定める必要がある（法 28 の 2）。

公告方法	〇〇〇の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	千葉県において発行する△新聞
③電子公告	この法人のホームページ
	内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、①か②のいずれかを定めることができる（法 28 の 2③）。複数の公告方法によることもできるが、複数の中から選択的に 1 つの方法とすること（「官報又はこの法人のホームページにより」等の記載）はできない。

注 3：官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

- ①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法 31 の 10④）
- ②清算人が清算法人について破産

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

<附則>

注 1 : 設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注 2 : 第 2 項…**必要的記載事項** (法 11②)

役員名簿の記載内容と一致させる。

注 3 : 第 3 項…至年月日は、成立の日から 2 年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の 2 ～ 3 か月後にずらしておくと、法人運営に支障をきたすおそれが少ない (第 16 条注 2 参照)。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 〇〇〇円
 正会員会費 □□□円（１年間分）
- (2) 賛助会員入会金 △△△円
 賛助会員会費 ▽▽▽円（１年間分）

注4 第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

この作成例の条文の構成は、想定しうる項目をできるだけ掲載していますので、定款づくりを始めるにあたって、是非検討の素材としてください。
ここから不要と考える規定を削ることも、別途必要と考える規定を追加・修正することも、これを参考としつつ独自の規定・定款を作ることも可能です。ただし、定款に必ず規定しなければならない事項（必要的記載事項）が記載していない場合は、不認証となりますので注意してください。

定款の作成に当たっての留意事項

NP0 法人を設立しようとする場合は、定款を作成しなければなりません。

定款は、当該法人の目的、組織、業務執行等に関する基本規則を記載したもので、法人内部の規範として役員、社員、機関（総会、理事会）及び法人の構成員全員を拘束するという効力も有する非常に重要なものです。

1 定款の記載事項について

（１） 必要的記載事項

定款の記載事項として必ず記載しなければならない事項は、次のとおりです（法 11①）。なお、この事項を定款に記載しないと定款自体が無効となります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他（従たる）事務所の所在地
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項
- ⑨ 会計に関する事項
- ⑩ 事業年度
- ⑪ その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑫ 解散に関する事項
- ⑬ 定款の変更に関する事項
- ⑭ 公告の方法

（２） 相対的記載事項

法令で定めている原則とは別の特別要件等を定める場合も定款に記載することが必要です。例えば、定款の変更の議決について法第 25 条では「社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし定款に特別の定めがあるときは、この限りではない。」としています。この「定款に特別の定めがある」がこれに該当します。

（３） 任意的記載事項

定款へ記載しなくとも定款自体の効力には影響せず、かつ、定款外においても定めることができる事項です。例えば、「事務局の設置」の規定などです。重要な事項について、明確にする目的や定款変更の手続きによらなければ変更できなくなるため、変更を容易にできないようにするために、定款で定めることが多いです。法律の規定に違反しない限り認められます。

2 定款の作成のポイント

法では、「定款の内容が法令の規定に適合していると認められる」ことが認証の基準の一つとなっています。定款の作成にあたっては、法人の形態や運営方法により規定事項や内容に違いがあると思いますが、参考までに定款を作るときのポイントとして次のようなことがあげられます。

① 法律上の要件に適合していること

上記 1(1)の必要的記載事項が全て記載されていることを含め、定款の規定が法や他法令の規定に適合していることが必要です。

② 団体の運営方法に適合していること

定款上の団体の運営方法や目的、事業などが団体の実際の経営もしくは望ましい経営を表現しているか、会員や役員は法人にとってどのような役割をもつのか、年間のスケジュール

ールはどう決定し、どう進めるのかなどが非常に大切です。

③ 団体の運営ルールができるだけ明確になっていること

法では、上記1で示したように定款で必ず規定しなければならない事項を定めています。それ以外の何をどのように規定するかは法人の意思に委ねられますが、法人がどのように運営されるのか、どのようなルールに従わなければならないかがわかっていたほうが、役員も社員も安心です。当然、法に規定しているものは定款で再度規定する必要はありませんが、運営ルールを透明化しておくという点では、規定しておいたほうがよいものもあります。

④ 外部への情報開示に耐えられること

定款は、所轄庁において一般に閲覧させることになっています。この閲覧制度は、法人外部の人が定款などの内容から、その法人の目的や組織の構造、社員の資格などを見て、法人の信用や価値を決めるというものです。きちんとしたルールを定めそれを開示しアピールすれば、信用性を高めるための要素になると思います。どのような内容をアピールしたいかは法人ごとの自由です。

⑤ 組織や活動の柔軟性を失わないこと

法人の運営形態によって定款で何を規定するか、すべきかは一概に言えず非常に難しい点ですが、少なくとも活動がしやすいような定款が望ましいといえます。

組織の運営ルールのうち定款には最低限これだけは明確にしておいたほうがよいという事項を規定し、その他は理事会や定款以外の規程を定めこれに委ねるという考え方もあるでしょう。

⑥ 定款を変更しようとするときは、設立と同様に手間がかかることを想定すること

定款の変更は、総会の議決事項ですし、法第25条第3項に規定されている事項を変更する場合には、設立の際と同様に所轄庁へ申請し、2週間の縦覧、その後1か月以内（法は2か月以内）に認証というように、変更の効力を有するまでには相当の期間を要する場合があります。

そのため定款の記載内容は、法人の運営方針、事業スケジュールなどに見合ったものにしておくというのも重要な要素であると思います。

3 記載事項と構成例

多くの法人の運営は、定款に理事で構成される「理事会」を規定し、「理事会」と「社員総会」で法人の意思決定権限を分配しています。

この分配の程度に応じて次のような運営パターンが考えられます。

- ① 重要事項は総会で決定し、業務の遂行上必要とされるものを理事会に委任するパターン（いわゆる総会主導型）
 - ・総会で、主に予算・事業計画の決定、事業報告・会計報告の承認、役員の選任・解任などを行います。
- ② 理事会が運営の中心となって、社員総会は、理事会をチェックする役割を果たすパターン（いわゆる理事会主導型）
 - ・理事会で、事業計画・予算の作成、理事の選任・解任（監事は総会）、運営に関する主要な事項を決め、総会では法定の定款変更、合併・解散のほか、事業報告・決算の承認を行います。
- ③ 決定権限の事項が上記の二つのパターンを混合したパターン（いわゆる中間型）
 - ・予算や事業計画は理事会で決定し、決算や事業報告の承認は総会で行います。また、役員の選任も総会で行います。

いずれにしろ定款は法人が自らのルールを定めるものであり、その運営の形態により様々な定款がありますので、これら3つのパターンを参考に自分たちの活動や組織の実情に合った定款を作成してください。

作成例（設立認証申請）

役員名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役名	ふりがな氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ちば 千太郎 氏 太郎	千葉県〇〇区〇〇2丁目×番×号 〇〇マンション102号	有
理事	たなか はなこ 氏 花子	千葉県〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇	無
理事	やまだ さぶろう 氏 三郎	市川市〇〇町〇丁目〇番地の〇 〇〇アパート 202 号	無
理事	すずき あいこ 氏 愛子	千葉県〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇〇ハイツ 101 号)	無
監事	さいとう しろう 氏 藤 四郎	船橋市〇〇〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル 503 号	無

理事・監事の別を記載。

定款の附則に記載
されている設立当
初の役員と一致。

氏名・住所は住民票
等のおり正しく記
載。

報酬を受ける人がわ
かるように記載。
なお、ここでいう「報
酬」とは法人の意思決
定に係る対価であり、
労働の対価である「給
与」は含まない。

（備考）

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を正しく記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。

作成例（設立認証申請）

役員就任承諾及び誓約書

設立総会開催日か、それ以降
の就任を承諾した日。

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

住所・氏名は住民票どおり正しく記載。自署（本人による手書き）、押印の場合は、県において住民基本台帳ネットワークを利用して確認するため、住民票の提出が省略可能です。

住所又は居所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
氏名 〇 〇 〇 〇

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、貴法人の理事に就任することを承諾します。

監事の場合は監事と記載。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

《登記の際の原本証明の作成例》

役員就任承諾及び誓約書

年 月

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

〇〇マンション
千葉 太 郎

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同規定に違反しないことを誓約し、貴法人の理事に就任することを承諾します。

上記は、役員就任承諾及び誓約書の謄本である

特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 田 中 花 子

千葉県への提出はコピーしたもので結構です。登記するまでは法人ではありませんので、認証申請時に以下の原本証明はできません。

ただし、法務局での登記の際は、原本を提出するか、原本及び原本証明したコピーを提出した上で、原本の還付を請求する必要があります。

上記は、役員就任承諾及び誓約書の原本に相違ありません。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

理事長 田 中 花 子 印

(※理事のうち法人代表者 印は登記する法人代表印)

作成例（設立認証申請）

- ・NPO 法上の社員が 10 人以上いることを確認するための書面であり、必ずしも社員全員を記載する必要はない。
- ・役員が社員である場合は、役員を記載してもよい。

社員のうち 10 人以上の者の名簿

役員の住所は、住民票どおりに記載してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
千葉 太郎	千葉市〇〇区〇〇2丁目×番×号 〇〇マンション102号
田中 花子	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇
山田 三郎	市川市〇〇町〇丁目〇番地の〇 〇〇アパート 202 号
鈴木 愛子	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号（〇〇ハイツ 101 号）
齋藤 四郎	船橋市〇〇〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル 503 号
（有）千葉市場 代表取締役 小川和子	習志野市〇〇〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル
〇〇 〇〇	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇
〇〇	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇

団体会員の場合は、氏名欄に「団体名」「代表者の肩書」「代表者名」、住所欄には「団体の所在地」を記載。

（備考）

- 1 社員とは、社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことです。
- 2 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載してください。
- 3 10 人以上であれば社員全員を記載する必要はありません。

作成例（設立認証申請）

団 体 確 認 書

設立総会開催日か、総会以降
の作成した日を記載。

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇

住所・氏名を住民票ど
おり正しく記載。

田 中 花 子

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、〇〇年〇月〇日に開催された設立総会において確認しました。

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

設 立 趣 旨 書

設立総会開催日か、総会以降
の作成した日を記載。

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 設立の趣旨

- ①法人の設立にあたっての現状や背景の分析、問題の提起
- ②任意団体としての取組や活動実績
- ③法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
- ④特定非営利活動法人を設立しようと考えた理由
- ⑤法人としての今後の取組

などを記載。

2 申請に至るまでの経緯

経緯を時系列的に記載。

- 〇年〇月 任意団体〇〇設立
- 〇年〇月 特定非営利活動法人格取得のための勉強会開催
- 〇年〇月 設立総会開催

作成例（設立認証申請）

特定非営利活動法人〇〇〇〇 設立総会議事録

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 16:00～18:00
2 開催場所 千葉県千葉市中央区〇〇町1丁目2番3号 〇〇会館第1会議室
3 出席者数 〇〇人（うち書面表決者〇人）

4 審議事項

- （1）第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇設立の件
（2）第2号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇定款の件
（3）第3号議案 設立当初の主たる事務所所在地の件
（4）第4号議案 設立当初の役員 の件
（5）第5号議案 設立当初の資産の件
（6）第6号議案 事業計画及び予算の件
（7）第7号議案 設立当初の入会金及び会費の件
（8）第8号議案 法第2条及び第12条の規定に関する確認の件
（9）第9号議案 法人設立認証申請の件

出席者に書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者が含まれる場合は、その数を付記。

5 議事の経過の概要及び議決の結果

互選により、〇〇〇〇氏を議長に選任し、続いて、上記9議案の審議を行った。

第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇設立の件

議長より、設立趣旨書を配布し、この趣旨をもとに特定非営利活動法人〇〇〇〇を設立したい旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第2号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇定款の件

議長より、定款案を配布し、逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第3号議案 設立当初の主たる事務所所在地の件

議長より、設立当初の主たる事務所の所在地について諮り、審議の結果、〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号〇〇マンションに置くことについて、全員異議なく承認した。

第4号議案 設立当初の役員 の件

議長より、設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、理事に△△△△氏、□□□□氏、●●●●氏、◎◎◎◎氏、監事に▽▽▽▽氏とすることを全員異議なく承認した。

また、理事のうち理事長に△△△△氏、副理事長に□□□□氏とすることについても、全員異議なく承認した。なお、被選定者は、その就任を承諾した。

第5号議案 設立当初の資産の件

議長より、設立当初の財産目録案を配布し、全員異議なくこれを承認した。

第6号議案 事業計画及び予算の件

議長より、〇〇年度及び〇〇年度の事業計画書及び予算書案を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第7号議案 設立当初の入会金及び会費の件

議長より、設立当初の入会金及び会費について諮り、審議の結果、入会金を正会員〇〇〇円、賛助会員〇〇〇円、正会員年会費を〇〇〇円、賛助会員年会費を〇〇〇円とすることで、全員異議なくこれを承認した。

第8号議案 法第2条及び第12条の規定に関する確認の件

特定非営利活動法人〇〇〇〇が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号の規定に該当することについて、満場一致で確認した。

第9号議案 法人設立認証申請の件

議長より、法人設立の認証を申請するため、下記事項について諮ったところ、審議の結果、全員異議なくこれを承認した。

- ① 設立代表者は、△△△△氏とする。
- ② 役員に決定した者は、○年○月○日までに役員就任承諾及び誓約書を提出する。
- ③ 役員のうち報酬を受ける者はいない。
- ④ 設立当初の社員は社員名簿記載のとおりとする。
- ⑤ 申請書類の軽微な事項の修正については、設立代表者に一任する。

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、
 ■■■■氏、▲▲▲▲氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議長	○	○	○	○	印
議事録署名人	■	■	■	■	印
議事録署名人	▲	▲	▲	▲	印

氏名は、定款で定めた方法（記名押印、署名、等）に準じて記載。
 押印は、本人が行う。

原本は法人で保管し、提出
 はコピーしたもので結構で
 す。

作成例（設立認証申請）

法人設立登記後の事業計画。
申請から2か月後を事業年度の始期の
目安とする。

定款附則の「設立当初の事業
年度」と一致。

設立当初の事業年度の事業計画書
法人設立の日から〇〇年〇月〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

当該年度の事業についてどの
ように実施するかを記載。

1 事業実施の方針

初年度は、〇〇事業の実施にあたり〇〇についての調査研究を行い、〇〇の効果的な実施方法を構築し、〇〇を行う。

また、〇〇事業、〇〇事業については、規模を拡大するための広報等を重点的に実施する

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
△△△△事業	〇〇についての調査研究を行い、対象者やニーズの把握をする。	随時	市内	5人	〇〇についての関心のある不特定多数
	〇〇についての各種相談を実施する。	随時	法人事務所	5人	相談希望者 年 約 100 人
□□□□事業	フリースペースとして様々な人々の交流の場とする。	通年	法人事務所	3人	〇〇市及び近隣の市民 10人
普及啓発事業	〇〇についての講演会や研修会を開催する。	年4回	市内	2人	〇〇市及び近隣の市民 50人×4回
	ホームページを開設し、活動内容を紹介する。また、〇〇についての意識の啓発を図る。	随時	法人事務所	1人	不特定多数

定款に記載された事業名で統一。省略する場合は、どの事業に該当するのかわかるように記載。

事業の内容について具体的に記載。

実施する頻度でOK。

事業実施により利益を受ける対象者の範囲と人数を記載。

（備考）

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 その他の事業がある場合は、「2 事業の実施に関する事項」とし、(1)は特定非営利活動に係る事業、(2)はその他の事業について区分を明らかにして記載する。（作成例はホームページを参照のこと）

作成例（設立認証申請）

翌事業年度の事業計画。

〇〇年度の事業計画書

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

当該年度の事業についてどのように実施するかを記載。

1 事業実施の方針

〇〇年度は、〇〇事業の実施にあたり〇〇についての昨年度の調査研究をもとに、〇〇や〇〇などを行う。

また、〇〇事業、〇〇事業については、昨年度に引き続き、規模を拡大するための広報等を重点的に実施する。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
△△△△事業	〇〇についての調査研究を行い、対象者やニーズの把握をする。	随時	市内	5人	〇〇についての関心のある不特定多数
	〇〇についての各種相談を実施する。	随時	法人事務所	5人	相談希望者 年 約 100 人
□□□□事業	フリースペースとして様々な人々の交流の場とする。	通年	法人事務所	3人	〇〇市及び近隣の市民 10人
普及啓発事業	〇〇についての講演会や研修会を開催する。	年4回	市内	2人	〇〇市及び近隣の市民 50人×4回
	ホームページを開設し、活動内容を紹介する。また、〇〇についての意識の啓発を図る。	随時	法人事務所	1人	不特定多数

作成例（設立認証申請「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立の日から××年×月×日まで
(法人名称)

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致。

特定非営利活動法人〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 収益		
1. 受取会費	10000	
正会員受取会費	5000	
賛助会員受取会費		
2. 受取寄附金	30000	15000
受取寄附金		
3. 受取助成金等	100000	30000
受取民間助成金		
4. 事業収益	200000	100000
〇〇事業収益		
5. その他収益	100	200000
受取利息	100	
雑収益		
収益計	200	345200
II 費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	120000	
給料手当	2000	
法定福利費	6000	
退職給付費用	2000	
福利厚生費		
人件費計	130000	
(2) その他経費	5000	
会議費	10000	
旅費交通費	2000	
減価償却費	100	
支払利息		
その他経費計	17100	
事業費計	147100	
2. 管理費		
(1) 人件費	20000	
役員報酬	80000	
給料手当	1000	
法定福利費	2000	
退職給付費用	1000	
福利厚生費		
人件費計	104000	
(2) その他経費	5000	
会議費	5000	
旅費交通費	5000	
減価償却費	100	
支払利息		
その他経費計	15100	
管理費計	119100	
費用計		266200
税引前当期正味財産増減額		79000
法人税、住民税及び事業税		70000
当期正味財産増減額		9000
設立時正味財産額		1000
次期繰越正味財産額		10000

科目は必要に応じて追加又は不要なものは削除。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載。

次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認。

作成例（設立認証申請「翌事業年度の活動予算書」）

〇〇年度 活動予算書
××年×月×日から××年×月×日まで
(法人名称)

特定非営利活動法人〇〇
(単位：円)

科目		金額	
I 収益			
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費 2. 受取寄附金 受取寄附金 3. 受取助成金等 受取民間助成金 4. 事業収益 〇〇事業収益 5. その他収益 受取利息 雑収益	10000	15000	
	5000		
	30000		
	100000		
	200000		
	100	200	
	100		
収益計			345200
II 費用			
1. 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 人件費計 (2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 その他経費計 事業費計 2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 人件費計 (2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 その他経費計 管理費計 費用計	120000	147100	
	2000		
	6000		
	2000		
	130000		
	5000		
	10000		
	2000		
	100		
	17100		
	20000		
	80000		
	1000		
	2000		
	1000		
	104000		
	5000		
	5000		
	5000		
	100		
	15100		
		119100	
税引前当期正味財産増減額			266200
法人税、住民税及び事業税			79000
当期正味財産増減額			70000
前期繰越正味財産額			9000
次期繰越正味財産額			10000
			19000

定款と事業計画書と
活動予算書の記載方法

定款に記載された事業名で統一、省略
する場合は、どの事業に該当するのか
わかるように記載。

特定非営利活動法人〇〇〇〇 定款

第5条 この法人は、・・・

(1)特定非営利活動に係る事業

①△△△△事業

②□□□□事業

〇〇年度の事業計画書

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業の方針

今年度は・・・・・・

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日 時	実施場 所	従事者 の人数	受益対象者 の・・・	事業費の 予算額
△△△△事業	・・・相談	月～金	法人事務所	2人	希望者 1週10人	300
□□□□事業	・・・研修会	月1回	〇会館	5人	一般市民 延べ100人	350

〇〇年度 活動予算書

成立の日から〇〇年〇月〇〇日

科 目	特定非営利活動	その他	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	150,000		150,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		200,000
.....			
3 受取助成金等			
受取助成金	100,000		100,000
.....			
4 事業収入			
〇〇事業収益	100,000		100,000
5 その他収益			
受取利息	50		50
経常収益計			
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	300,000		300,000
法定福利費	300,000		300,000
(2) その他の費用			
会議費	15,000		15,000
旅費交通費	20,000		20,000
減価償却費	15,000		15,000
事業費計	650,000		650,000
2 管理費			
...			

事業ごとの支出額
を記載した場合は、
事業支出額の合計
額と事業費計を一
致させること。

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

第二号様式（第四条）

設立登記完了届出書

年 月 日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 〇丁目〇番〇号

特定非営利活動法人〇〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇〇〇〇

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

添付書類

登記事項証明書（原本）

設立時の財産目録

作成例（法第14条）

設立の時の財産目録
××年×月×日現在

登記事項証明書に記載してある法人設立の年月日を記載。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金			
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の記載は不要。

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる。

正味財産＝資産合計－負債合計

参考 <設立登記について>

認証書の交付を受けた日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において、特定非営利活動法人の設立の登記をして下さい（法13①、組登令2①）。

特定非営利活動法人が法人として成立するためには、登記が必要であり、認証を受けただけでは、法人として成立しませんので注意して下さい。また、設立初年度の事業期間や、役員の任期の始期は登記された日からであって、認証された日からではありません。

登記の際に必要な書類は、概ね定款、役員の就任承諾書、設立当初の財産目録、法人設立の認証書、申請人の印鑑（法人代表印）です。

詳細については、法務局にお問合せ下さい。

- * 特定非営利活動法人の設立登記（変更登記）については、登録免許税は非課税です。
- * 添付書類が原本ではなく、原本をコピーし原本証明したものである場合は、必ず原本を持参し、窓口で照合後に返却してもらいます（原本還付）。認証書は、必ず原本還付請求を行ってください。
- * 登記後、所轄庁に提出する設立登記完了届出書に、登記事項証明書の添付が必要となりますので、登記手続きの際に、登記事項証明書をとっておく必要があります。
- * 法人代表者の印鑑（例えば「特定非営利活動法人〇〇〇〇理事長の印」など）は一辺の長さが1 cmを超え、3 cm以内の正方形の中に収まるものなど、その規格等が定められていますので、事前に用意した上で、登記申請と同時に、法人代表者の印鑑届けを行ってください。

手続きの具体的内容については、法務局にお問い合わせください。

なお、登記が必要な事項は、下記のとおりです。

- ①名称
- ②主たる事務所及び従たる事務所の所在地
- ③目的等（目的、活動の種類及び事業）
- ④理事に関する事項（代表権を有する者（理事長等）の氏名、住所及び資格）
- ⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥別表で定める事項（代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め）

該当する事項に変更が生じた場合、変更登記が必要となります。

登記に係る申請書の各書式は下記ホームページからダウンロードできます。

（ウェブサイトアドレス：https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html）

Ⅲ NPO 法人の管理・運営について

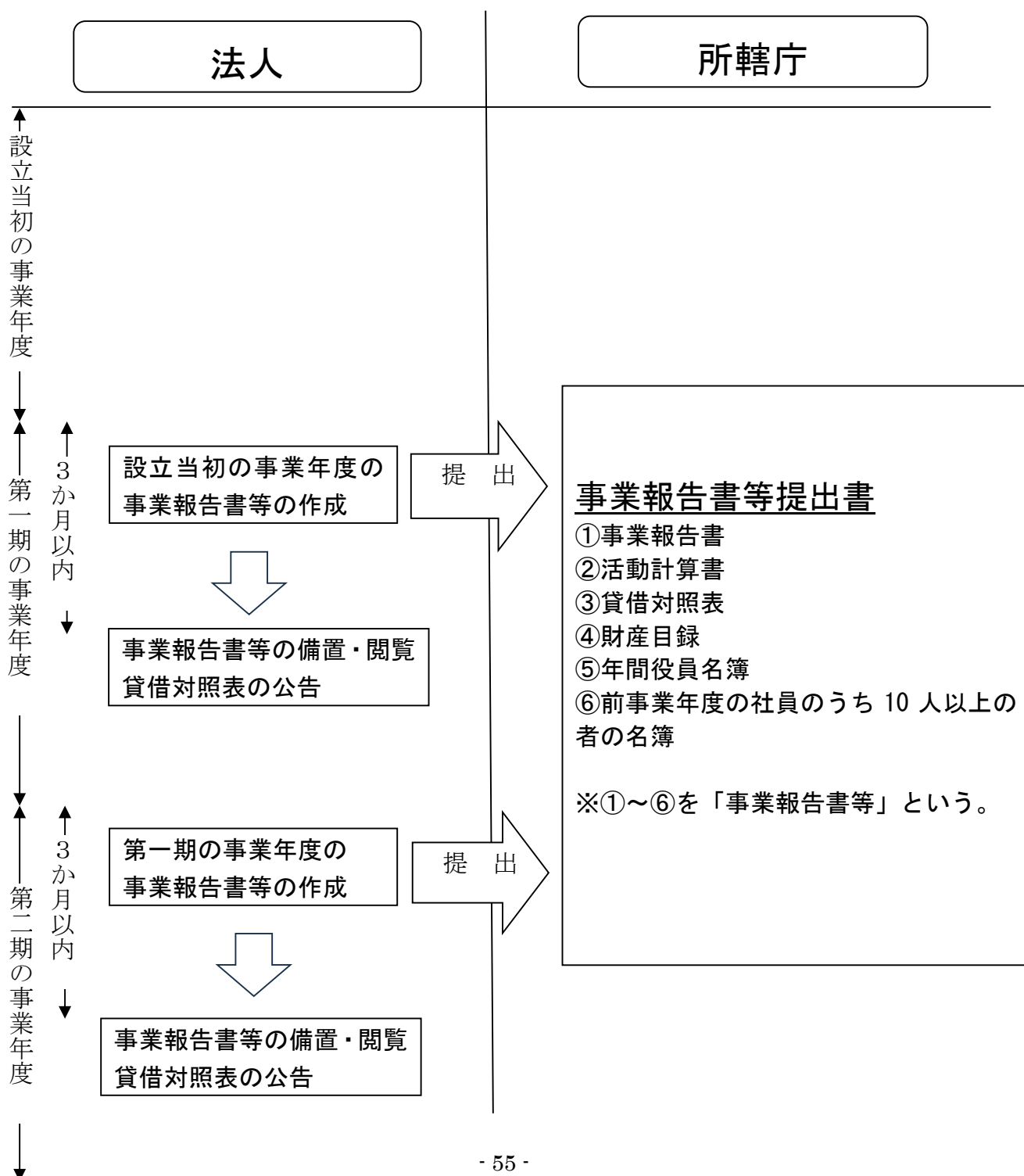
1 事業年度終了後の報告

NP0 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、前事業年度の事業報告書等（法 28、①～⑥の書類）を事業年度終了後 3 か月以内に提出しなければなりません（法 29、条例 8）。

また、所轄庁は、上記事業報告書等について、NP0 法人から 3 年以上にわたって提出が行われないときは、NP0 法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

なお、定められた期日までに提出がない場合には、20 万円以下の過料に処されることがあります（法 80）。

○毎事業年度終了後のフロー



○毎事業年度終了後の報告書類

提出書類のリスト	参照ページ
事業報告書等提出書（第五号様式の三）	5 7
事業報告書（注 1）	5 8
活動計算書（注 1）（注 2）	6 0
貸借対照表（注 1）	6 4
財産目録（注 1）	6 8
年間役員名簿 （前事業年度において役員であったことがある者の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	8 2
前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿 （前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面）	8 3

（注 1）事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに
おいて公開されるため、個人情報や口座番号等を記載しないでください。

（注 2）当分の間、収支計算書を作成し、提出することでも可。

※会計書類の作成については、NPO 法人会計基準協議会のウェブサイト「みんなで使おう！NPO 法人会計基準」を御参照ください。

○実務担当者のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）

<https://www.npokaikeikijun.jp/guideline/>

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

第五号様式の三（第八条）

事業報告書等提出書

年 月 日

千葉県知事 様

初年度の事業年度の
始期は、登記簿謄本
に記載のある法人成
立の年月日。

〇〇市〇〇 〇丁目〇番地〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

下記に掲げる前事業年度（〇〇年〇月〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第29条・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第29条）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

備考 上記5の書類は、前事業年度において役員であつたことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

【2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NP0法人、特例認定NP0法人の場合】

- ・事務所が複数の都道府県にある認定NP0法人又は特例認定NP0法人は、事業報告書等を所轄庁及び所轄庁以外に事務所が所在する都道府県にも提出する必要があります。

〇〇年度の事業報告書

特定非営利活動法人〇〇〇〇

当該年度の事業についてどのように事業を実施したか記載。

1 事業の成果

〇〇年度は、△△△△事業の実施にあたり〇〇についての調査研究を行い、〇〇の効果的な実施方法を構築し、〇〇を行った。

また、□□□□事業、普及啓発事業については、規模を拡大するために広報等を重点的に実施し、市民の理解を深めた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
△△△△事業	〇〇についての調査研究を行い、対象者やニーズの把握をした。	6/10, 9/12, 1/15 3/10	市内	5人	〇〇についての関心のある市民 延べ 83人
	〇〇についての各種相談	毎週 火・木	法人事務所	5人	相談希望者 延べ 120人
□□□□事業	フリースペースとして様々な人々の交流の場とする。	月～金	法人事務所	3人	〇〇市及び近隣の市民 1日平均 12人
普及啓発事業	〇〇についての講演会や研修会を開催。	5/1.8/10 10/8.2/1	〇会館	2人	〇〇市民等 48人、42人 51人、35人
	ホームページを開設し、活動内容を紹介する。また、〇〇についての意識の啓発を図った。	月1回 更新	法人事務所	1人	不特定多数

定款に記載された事業名で統一。

事業の内容について具体的に記載。

実施した日付や頻度を記載。

事業実施により利益を受けた対象者の範囲と人数を記載。

定款に「その他の事業」の規定がある場合に作成。
 特定非営利活動に係る事業の事業内容とその他の事業
 の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する。

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の 人数
●●●事業	●●●のための〇〇を作成 販売した	6月～10月	〇〇〇〇〇	〇〇名
▲▲▲事業	▲▲▲に関する〇〇を販売 した	通年3回	法人事務所	〇〇名
■ ■ ■事業	本年度は実施しなかった	-	-	-

定款に記載された事業
名で統一。

事業の内容につい
て具体的に記載。

実施した日付や
頻度を記載。

事業に従事した人数
を記載。

作成例（事業報告用「前事業年度の計算書類（活動計算書）」）

科目は必要に応じて追加又は不要なものは削除。

〇〇年度 活動計算書
××年×月×日から××年×月×日まで

当該事業年度の自至年月日を記載。
初年度は法人成立（登記）の年月日。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益		×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		

会費の性格に応じて分けて記載。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載。

複数の事業を実施している場合は注記（P 65 参照）を作成。

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載。

(2) その他経費				
会議費	×××			
旅費交通費	×××			
減価償却費	×××			
支払利息	×××			
.....	×××			
その他経費計	×××			
管理費計		×××		
経常費用計			×××	
当期経常増減額				×××
Ⅲ 経常外収益				
1. 固定資産売却益		×××		
.....		×××		
経常外収益計				×××
Ⅳ 経常外費用				
1. 過年度損益修正損		×××		
.....		×××		
経常外費用計				×××
税引前当期正味財産増減額				×××
法人税、住民税及び事業税				×××
当期正味財産増減額				×××
前期繰越正味財産額				×××
次期繰越正味財産額				×××

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

Ⅰ 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額

×××

Ⅱ 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費

×××

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

一般正味財産への振替額

▲

×××

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上。

作成例（事業報告用「前事業年度の計算書類（定款にその他の事業がある場合の活動計算書）」）

当該事業年度の自至年月日を記載。
初年度は法人成立（登記）の年月日。

〇〇年度 活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××

科目は必要に応じて追加
又は不要なものは削除。

人件費とその他経
費に分けた上で、支
出の形態別に内訳
を記載。

複数の事業を実施している
場合は注記（P 6 5 参照）
を作成。

人件費とその他
経費に分けた上
で、支出の形態
別に内訳を記載。

(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
税引前当期正味財産増減額			×××
法人税、住民税及び事業税			×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額	×××	×	×××
次期繰越正味財産額	×××	×	×××

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認。

貸借対照表を別業表示しないこととする場合には、正味財産額の内訳は表示されない。

今期はその他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする、あるいはP60の様式例を使い、脚注に「※今年度はその他の事業を実施していません。」と明記。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

I 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額

×××

使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額。

II 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費

×××

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

一般正味財産への振替額

▲

×××

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上。

作成例（事業報告用「前事業年度の計算書類（貸借対照表）」）

科目		金額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	× × ×		
未収金	× × ×		
.....	× × ×		
流動資産合計		× × ×	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	× × ×		
什器備品	× × ×		
.....	× × ×		
有形固定資産計	× × ×		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	× × ×		
.....	× × ×		
無形固定資産計	× × ×		
(3) 投資その他の資産			
敷金	× × ×		
〇〇特定資産	× × ×		
.....	× × ×		
投資その他の資産計	× × ×		
固定資産合計		× × ×	
資産合計			× × ×
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	× × ×		
前受民間助成金	× × ×		
.....	× × ×		
流動負債合計		× × ×	
2 固定負債			
長期借入金	× × ×		
退職給付引当金	× × ×		
.....	× × ×		
固定負債合計		× × ×	
負債合計			× × ×
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		× × ×	
当期正味財産増減額		× × ×	
正味財産合計			× × ×
負債及び正味財産合計			× × ×

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。	
I 資産の部	
1 流動資産	
.....	
II 負債の部	
.....	
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
指定正味財産合計	× × ×
2 一般正味財産	
一般正味財産合計	〇〇〇

作成例（事業報告用「前事業年度の計算書類（計算書類の注記）」）

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

どの会計基準に基づいて作成したか記載。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・〇〇引当金

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載。

2. 会計方針の変更

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要。

3. 事業別損益の状況

(単位：円)							
科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
役員報酬	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)。

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)。

6. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載。

7. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8. 借入金が増減の内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内、役員との取引	内、近親者及び支配法人等との取引
(活動計算書)			
受取寄附金	×××	×××	×××
委託料	×××	×××	×××
活動計算書計 (貸借対照表)	×××	×××	×××
未払金	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××	×××

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

重要性が高いと判断される場合に記載。

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

重要性が高いと判断される場合に記載。

・ 重要な後発事象

平成××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円で
す。

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの
(例: 自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先
の倒産等)について記載。

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。
特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円
です。

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使
用している重要な資産の残高状況について記載。

作成例（事業報告用「前事業年度の財産目録」）

科目は必要に応じて追加
又は不要なものは削除。

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

当該事業年度の末日を記載。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計			
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の記載
は不要。

基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載。

金銭評価ができない資産については
「評価せず」として記載できる。

計算書類等の作成例

活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費	750,000	
2. 受取寄附金	290,000	
3. その他収益	10,000	
経常収益計		1,050,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	200,000	
人件費計	200,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	100,000	
その他経費計	400,000	
事業費計		600,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	150,000	
通信運搬費	100,000	
減価償却費	50,000	
雑費	50,000	
その他経費計	350,000	
管理費計		350,000
経常費用計		950,000
当期正味財産増減額		100,000
前期繰越正味財産額		450,000
次期繰越正味財産額		550,000

受取会費は確実に入金されることが
明らかな場合を除き、実際に入金した
ときに計上する。詳細はガイドライン
Q&A IV参照。

<https://www.npokaikieikijun.jp/guideline/qa/>

経常費用は、「事業費」と「管理
費」に分ける。
事業費と管理費の意味、事業費
と管理費の按分の方法について
は、P74 I 2(2)を参照。

「事業費」と「管理費」について、そ
れぞれ「人件費」と「その他経費」
に分けた上で、支出の形態別(旅
費交通費、通信運搬費など)に内
訳を記載。事業費を事業の種類
別に表示したり、事業部門別、管
理部門別に損益を表示する場合
にはP65の様式例の3及びガイド
ラインの記載例2の注記の2を参
照。

<https://www.npokaikieikijun.jp/guideline/>

現預金以外に資産・負債がない場
合には、当期の現預金の増減額を
表す。

前事業年度活動計算書の「次期繰
越正味財産額」と金額が一致するこ
とを確認。

貸借対照表

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	300,000	
流動資産合計		300,000
2. 固定資産		
有形固定資産		
什器備品	250,000	
固定資産合計		250,000
資産合計		550,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	450,000	
当期正味財産増加額	100,000	
正味財産合計		550,000
負債及び正味財産合計		550,000

活動計算書の「次期繰越正味財産
額」と、貸借対照表の「正味財産の
部」の合計額は一致することを確認。

財産目録
××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
〇〇銀行普通預金	300,000		
流動資産合計		300,000	
2. 固定資産			
有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	250,000		
固定資産合計		250,000	
資産合計			550,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			550,000

口座番号の記載は不要。

計算書類の注記

該当する項目のみ記載。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法で償却をしています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

「重要な会計方針」の一番最初に、この計算書類をどの会計基準に基づいて作成したか記載。

2. 固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		300,000		300,000	△ 50,000	250,000
合計		300,000	0	300,000	△ 50,000	250,000

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。 対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、P S Tの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益 ボランティア受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。 受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。 提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4. 事業収益 売上高 〇〇利用会員受取会費	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。 サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益 受取利息 為替差益 雑収益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用 法定福利費 退職給付費用	役員に対する報酬等(使用人兼務分を除く)のうち、事業に直接かかわる部分 使用人兼務役員の使用人部分を含む ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
通勤費 福利厚生費	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
(2) その他経費 売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費	講師等に対する謝礼金。
通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。 電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費 保険料 諸会費	

租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P68の様式例参照）。
研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費	金融機関等からの借入に係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	役員に対する報酬等(使用人兼務分を除く)のうち、運営管理にかかわる部分
給料手当	使用人兼務役員の使用人部分を含む
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費	
(2) その他経費	
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P68の様式例参照）。
支払手数料	
支払利息	金融機関等からの借入に係る利子・利息。
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
Ⅲ 経常外収益	
固定資産売却益	
過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
Ⅳ 経常外費用	
固定資産除・売却損	
災害損失	
過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
Ⅴ 経理区分振替額	
経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の使途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△)	
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金	
2. 固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい。

計算書類等の作成に当たっての留意事項

I 計算書類等

1. 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

- ・ 活動計算書

事業年度における NPO 法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO 法人の財務的生存力を把握しやすくするため、平成 24 年の法改正において資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します。

- ・ 貸借対照表

事業年度末における NPO 法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO 法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します。

- ・ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものとして記載することは可能です。

前出の作成例、科目例は、「NPO 法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例ですが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足ります。例えば現金預金以外に資産や負債がないような NPO 法人においては、より簡易な記載で作成することも可能です。

なお、「NPO 法人会計基準」については以下のウェブサイトなどを参考にしてください。

特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会（内閣府）

<https://www.npo-homepage.go.jp/kaigi/kaikeimeikaku-kenkyuu>

みんなで使おう！NPO 法人会計基準（NPO 法人会計基準協議会）

<https://www.npokaikikijun.jp/>

(2) 計算書類等の別葉表示

法第 5 条第 2 項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施している NPO 法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。しかし、平成 24 年の法改正案の国会審議における貸借対照表の別葉表示の見直しに係る質疑等も踏まえ、原

則、全ての書類において別業表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産（例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの）で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別業表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2. 活動計算書

（１）収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO 法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書は NPO 法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

（２）事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

現在、事業費・管理費の費目別内訳を表示していない NPO 法人が多数ありますが、NPO 法人間の比較可能性や NPO 法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、前出の科目例を参考に、NPO 法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

(3) ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO 法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています（同基準 25, 26）。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです（公益認定制度における算入実例より）。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）に従事時間数で乗じた額
- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3. 貸借対照表

(1) 資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況は NPO 法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後 1 年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 133 条を参考とし、1 年を超える期間において使用する 10 万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10 万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。NPO 法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第 48 条、同第 48 条の 2 及び同第 133 条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO 法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています（同基準 24）。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO 法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており（同基準注解 13）、①寄附者により用途等が制約されている資産、②NPO 法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます（ガイドラインQ&A27－3）。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有する NPO 法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有する NPO 法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

（２）チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全ての NPO 法人に共通して認識されなければなりません。

- ・ 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・ 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- ・ 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4. 計算書類の注記

（１）注記の記載

現在、計算書類に注記を付している NPO 法人は多くありませんが、注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 用途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金の増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- a. 役員及びその近親者（２親等内の親族）
- b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

（２）注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします（金額換算の具体例はⅠ 2（３）参照）。
- ・ カについては、当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。
- ・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

５．財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載している NPO 法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます。

6. 活動予算書

NP0 法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

1. 使途等が制約された寄附金等の取扱い

(1) 使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をよりの確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

(2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2. 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱うと、誤った計算により認定基準の一つである要件（P S T（パブリック・サポート・テスト）要件；

市民から広く支持を得ているとみなす基準)を充たしてしまうこととなり、NPO 法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員(正会員)たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの(「正会員受取会費」等)、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの(いわゆる「賛助会員受取会費」等)、③サービス利用の対価としての性格を持つもの(例えば「〇〇利用会員受取会費」等)、の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

3. 経過措置

「NPO 法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていない NPO 法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全ての NPO 法人に導入を求めるものではありません。

ただし、退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われている NPO 法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO 法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO 法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

作成例（事業報告用）

前 事 業 年 度 の 年 間 役 員 名 簿

〇〇年４月１日から△△年３月３１日まで

初年度の報告事業年度の始期は登記事項証明書に記載のある法人成立の年月日。

前事業年度中に役員であった人全員を記載（例えば〇〇年５月１０日の総会日から任期が始まる場合、５月９日までの前任者の記載も必要）。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役 名	氏 名	住所又は居所	前事業年度中に役員であった期間	報酬を受けた期間
理 事	千葉 太郎	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	〇〇年４月１日～ △△年３月３１日	〇〇年４月１日～ △△年３月３１日
理 事	田中 花子	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇	〇〇年４月１日～ 〇〇年８月３０日	なし
理 事	山田 三郎	市川市〇〇町〇丁目〇番地の〇 〇〇アパート 202 号	〇〇年９月１日～ △△年３月３１日	なし
理 事	鈴木 愛子	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇〇ハイツ 101 号)	〇〇年４月１日～ △△年３月３１日	なし
監 事	齋藤 四郎	船橋市〇〇〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル 503 号	〇〇年４月１日～ △△年３月３１日	なし

前事業年度中に役員変更があった場合には前任者と後任者の両方を記載。

理事・監事の別を記載。

氏名・住所は正しく記載。

報酬を受けた期間がない場合「なし」と記載。

作成例（事業報告用）

NPO 法上の社員が 10 人以上いることを確認するための書面。
※事業年度の末日時点の社員 10 人以上を記載。

前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿

〇〇年〇月〇日現在

事業年度の末日を記載。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
千葉 太郎	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
田中 花子	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇
山田 三郎	市川市〇〇町〇丁目〇番地の〇 〇〇アパート 202 号
鈴木 愛子	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇〇ハイツ 101 号)
齋藤 四郎	船橋市〇〇〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル 503 号
(有) 千葉市場 代表取締役 小川和子	習志野市〇〇〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル
〇〇 〇〇	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇
〇〇 〇〇	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇

団体会員の場合は、氏名欄に「団体名」「代表者の肩書」「代表者名」、住所欄には「団体の所在地」を記載。

（備考）

- 1 社員とは、社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことです。
- 2 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載してください。
- 3 10 人以上であれば社員全員を記載する必要はありません。

2 役員変更等の届出

NPO 法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 23①）。

さらに、役員が新たに就任した場合には、新たに就任した役員についての就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面を所轄庁に提出する必要があります（法 23②）。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①）。

（注）「役員の氏名又は住所若しくは居所の変更」には、以下の①～⑦が該当します。

- ①新任
- ②任期満了
- ③死亡
- ④辞任
- ⑤解任
- ⑥住所又は居所の異動
- ⑦改姓又は改名

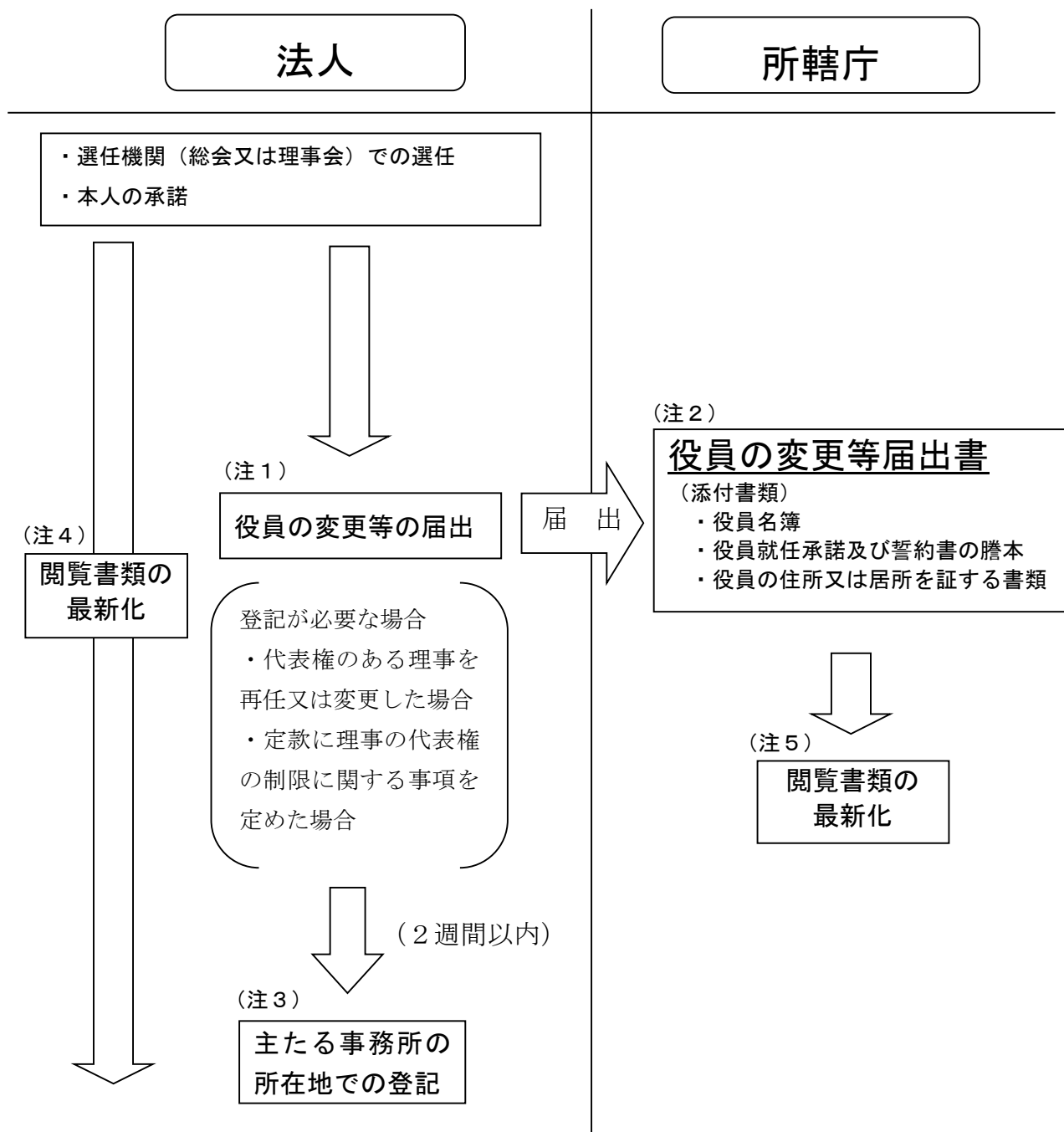
（注）理事から監事又は監事から理事となる場合は、一方を退任、もう一方を新任と扱います。

《参考》 定款による代表権の定めについて

平成 24 年 4 月 1 日から施行された特定非営利活動促進法及び組合等登記令の改正により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合、もしくはその定めを新たに設けた場合には、その旨を登記しなければなりません（組登令 2、別表）。また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要がなくなりました。なお、これらの登記を怠った場合には、20 万円以下の過料に処せられることがあります（法 80）。

（注）定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

○役員の変更等があった場合のフロー



(注1)役員（理事・監事）の変更等とは、①新任、②任期満了、③死亡、④辞任、⑤解任、⑥住所又は居所の異動、⑦改姓又は改名。

(注2)新任の場合のみ、①役員就任承諾及び誓約書の謄本、②役員の住所又は居所を証する書類の添付が必要。

(注3)登記については、任期満了による再任でも必要。

(注4)認定 NPO 法人において閲覧させるときは、役員の住所又は居所に係る記載部分を除くことができる。

(注5)所轄庁において閲覧させるときは、役員の住所又は居所に係る記載部分を除く。

○役員変更等があった場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
役員の変更等届出書（第三号様式）	87
変更後の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	89
役員就任承諾及び誓約書の謄本（注3）	39
役員の住所又は居所を証する書面（注3）	（注2）

（注1）提出部数は、全て1部です。

（注2）住民票（写しは不可、届出の日前6か月以内に作成されたもの）、海外居住者については各国政府が発行する住民票に類する書面、がこれに該当します。（条例2）住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。

また、住民票については、役員就任承諾及び誓約書の住所・氏名を自署（本人による手書き）、押印で作成の場合、住民基本台帳ネットワークで確認するため、提出を省略することができます。ただし、同ネットワークの利用を望まない方は住民票の提出が必要です。

なお、各国政府が発行する住民票に類する書面については、翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。（規則2②）

（注3）役員が新たに就任した場合のみ提出が必要です。なお、理事が監事に就任、監事が理事に就任した場合も、それぞれ新たに就任したことになります。

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

第三号様式（第五条第一項）

役員の変更等届出書

年 月 日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇1丁目1番地

特定非営利活動法人〇〇〇〇

理事長 鈴木 愛子

電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第23条第1項・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第23条第1項）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

改姓又は改名の場合には、旧姓又は旧名を括弧を付して併記。

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所
〇年〇月〇日	辞 任	理 事	千葉 太郎	千葉県市〇〇区〇〇町2丁目1番13号
〃	任期満了	理 事	田中 花子	千葉県市〇〇区〇〇町3丁目2番地の4
〃	新 任	監 事	山田 三郎	市川市〇〇4丁目1番地の6 〇〇アパート202号
新任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載。		理事・監事の別を記載。		氏名・住所は正しく記載。

添付書類：役員名簿

役員が新たに就任した場合（新任）は、以下の書類を添付

- ①当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法23②）
- ②住民票等（コピーは不可、届出の日前6か月以内に作成されたもの）

《役員の変更等届出書のパターン》

① 任期途中の変更

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所
○年○月○日	退 任	理 事	鈴木 愛子	千葉県○○区○○町1丁目2番3号 (○○ハイツ 101号)
〃	新 任	理 事	須藤 誠	市原市○○490番地

新任役員で、住民基本台帳ネットワークでの確認を希望しない方は、住民票が必要です。

② 住所の異動

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所
○年○月○日	住所の異動	理 事	鈴木 愛子	千葉県○○区○○町1丁目2番3号 (○○ハイツ 101号)

③ 改姓

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所
○年○月○日	改 姓	理 事	鈴木 愛子 (齋藤)	千葉県○○区○○町1丁目2番3号 (○○ハイツ 101号)

④ 住居表示の変更

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所
○年○月○日	住居表示の変更	理 事	鈴木 愛子	千葉県○○区○○町1丁目2番3号 (○○ハイツ 101号)

作成例（役員変更等の届出用）

役 員 名 簿

〇〇年〇〇月〇〇日現在

ふりがなを記入。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の 有無
理 事	ちば たろう 千葉 太郎	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	有
理 事	たなか はなこ 田中 花子	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇	無
理 事	すどう まこと 須藤 誠	市原市〇〇490番地	無
監 事	さいとう しろう 齋藤 四郎	船橋市〇〇〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル 503 号	無

理事・監事の別を記載。

氏名・住所は住民票等
のとおり正しく記載。

報酬を受ける人がわかる
ように記載。
なお、ここでいう「報酬」と
は法人の意思決定に係る対
価であり、労働の対価であ
る「給与」は含まない。

（備考）

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を正しく記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。

3 定款変更の認証申請

NP0 法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法 25①）。社員総会の議決は、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法 25②）。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます（法 14 の 9①）。

NP0 法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を提出し、認証を受ける必要があります（法 25③④、条例 6）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類^{（注 1）}
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限りします。）^{（注 2）}
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項^{（注 1）}
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限りします。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供することとなります。縦覧期間の終了後 2 か月以内（千葉県では 1 か月以内）に認証又は不認証の決定を行います^{（注 3）}（法 25⑤）。

認証後、NP0 法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①）。

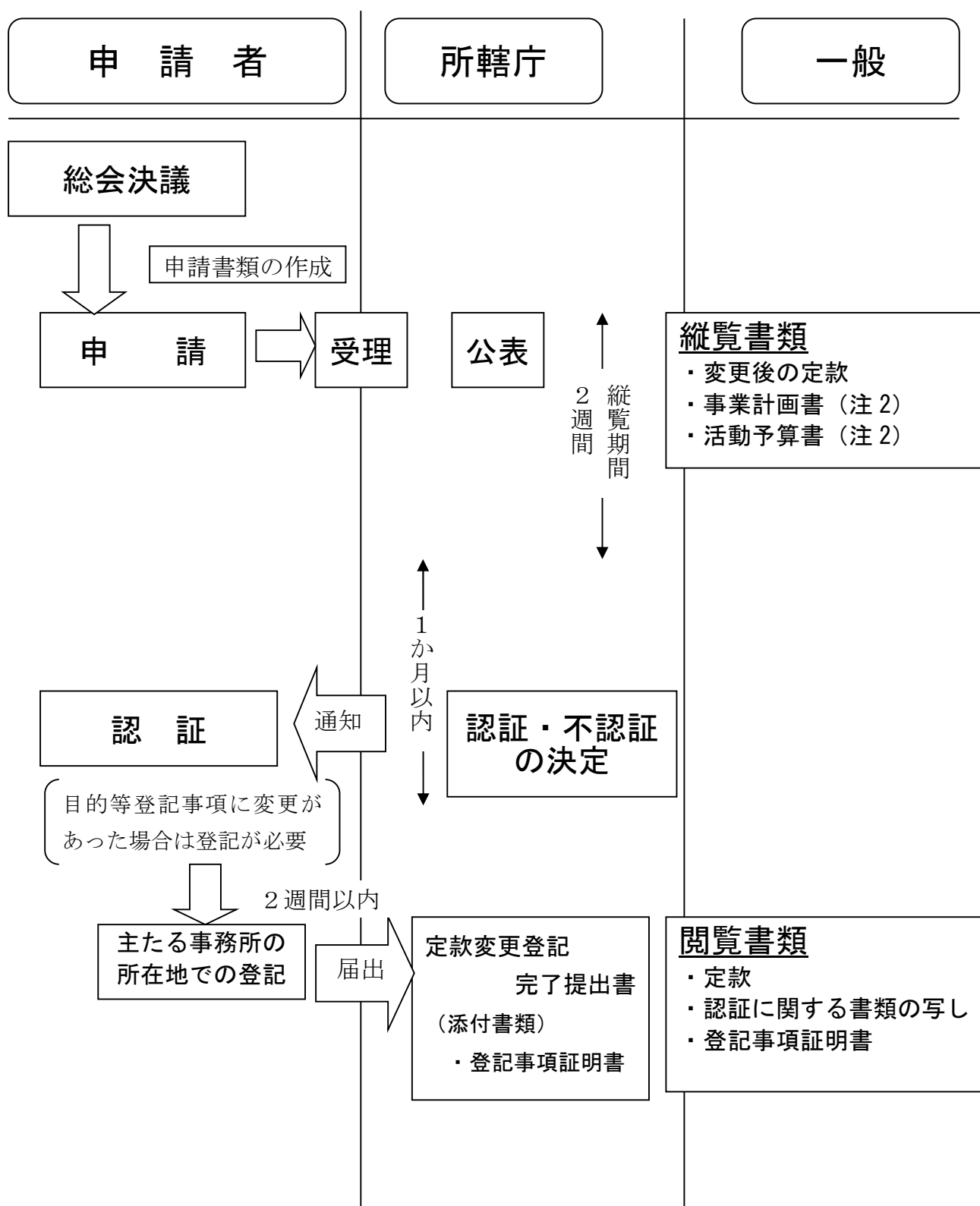
登記完了後、NP0 法人は、登記事項証明書を所轄庁に提出する必要があります（法 25⑦）。

（注 1）当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提出する必要があります。

（注 2）所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁（旧所轄庁）を経由して変更後の所轄庁（新所轄庁）に提出することとなります（法 26）。つまり、NP0 法人は変更前の所轄庁に変更後の所轄庁の様式等で当該書類を提出することとなります。

（注 3）千葉県では、条例で縦覧終了後から 1 か月以内に認証・不認証の決定に努めと定めています（条例 4①）。

○定款変更の認証申請を行う場合のフロー(注1)



(注1) 所轄庁の変更を伴わない定款変更の場合を例示

(注2) 特定非営利活動に係る事業、その他の事業の変更を行う場合に添付が必要

○定款変更の認証申請を行う場合に提出する書類

(1) 定款変更認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	所轄庁 変更あり		所轄庁 変更なし		参照ページ
	事業 変更 あり	事業 変更 なし	事業 変更 あり	事業 変更 なし	
定款変更認証申請書（第四号様式）	○	○	○	○	93
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 (注2)	○	○	○	○	95
変更後の定款	○	○	○	○	—
定款の変更の日(注3)の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	○		○		—
定款の変更の日(注3)の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	○		○		—
団体確認書(注2)	○	○			99
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○	○			100
直近の事業報告書(注4) 活動計算書(注4) 貸借対照表(注4) 財産目録(注4) 年間役員名簿(注4) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 (注4)	○	○			56

(注1)「所轄庁の変更を伴う」定款変更や「特定非営利活動の種類と事業、又はその他の事業の変更を伴う」定款変更の場合は、提出書類が異なるので注意してください。

(注2)「所轄庁変更を伴う」定款変更の場合、社員総会において、団体確認（法第2条及び法第12条の規定に該当すること）が必要となります。

(注3)「定款の変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日（申請から1か月半程度経過後の日）

(注4) 設立後これらの書類が作成されるまでの間は、設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録

(2) 定款変更認証後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更登記完了提出書（第五号様式の二）	107
登記事項証明書（原本）	—

(注) 変更が登記事項（法人名称、事務所所在地、目的、特定非営利活動の種類、事業）の場合のみ提出

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

第四号様式（第六条）

所轄庁の変更を伴わない定款の変更

定款変更認証申請書

年 月 日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇1丁目1番地

特定非営利活動法人〇〇〇〇

理事長 千葉 太郎

電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新	旧
第5条 この法人は、・・・ (1) 特定非営利活動・・・ ① ・・・ ② ・・・ ③ ・・・ (2) その他の事業 ① ・・・ 2 前項第2号に・・・	第5条 この法人は、・・・ (1) 特定非営利活動・・・ ① ・・・ ② ・・・ ③ ・・・
第39条 この法人の資産は、・・・	第39条 この法人の資産は、・・・
第42条 この法人の会計は、・・・	第42条 この法人の会計は、・・・

2 変更の理由

当法人の財務状況の改善のため、その他の事業として実施する。

備考 上記1には、変更しようとする定款の条文等について
にした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しよ
の旨も記載すること。

附則に定款変更履歴を追加する場合、変更後の定款が有効となるのは認証の日からとなるので、年月日は空欄のまま認証申請書及び変更後の定款に記載する。

記載例：附則7 この定款は 年 月 日から施行する。

所轄庁からの認証通知後、認証日を記入。

添付書類

①当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

②変更後の定款

特定非営利活動の種類と事業、又はその他の事業に変更がある場合は、

③当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書

第四号様式（第六条）

所轄庁の変更を伴う定款の変更

変更後の所轄庁が千葉県である場合の
指定の様式。

定款変更認証申請書

提出は、変更前の所轄庁。

変更後の所轄庁。

年 月 日

千葉県知事 様

埼玉県〇〇市〇〇2丁目3番地

特定非営利活動法人〇〇〇〇

理事長 千葉 太郎

電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたい
ので、申請します。

記

1 変更の内容

新	旧
第2条 この法人は、事務所を千葉県〇〇市 〇〇1丁目1番地に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県〇〇 市〇〇2丁目3番地に置く。 2 前項のほか、従たる事務所を千葉県〇〇市〇 〇2丁目4番5号に置く。

2 変更の理由

介護保険事業の縮小に伴い、埼玉県で行っていたグループホームを閉所し、千葉県のみとするため。

(注)提出書類は、変更後の所轄庁の様式等により作成し、提出は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄
庁に提出することとなります。

添付書類

- ①当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ②変更後の定款
- ③役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した
名簿
- ④法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示
す書面
- ⑤直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの
間は法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第35条第1項
の財産目録）
- ⑥活動の種類と事業に変更がある場合、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業
年度の事業計画書及び活動予算書

特定非営利活動法人〇〇〇〇

第××回通常社員総会議事録

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 午後〇時から〇時
- 2 開催場所 〇〇市〇〇2丁目3番地 〇〇会館〇〇号室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 審議事項

第1号議案 〇〇年度（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）

事業報告、決算に関する事項

第2号議案 〇〇年度（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）

事業計画、予算に関する事項

第3号議案 役員の選任に関する事項

第4号議案 定款第5条変更に関する事項

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

理事〇〇〇〇氏が本日の社員総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べ、開会を宣言した。

互選により、〇〇〇〇氏を議長に選任し、続いて、上記4議案の審議を行った。

第1号議案 事業報告、決算に関する事項

議長より、事業報告、決算の内容につき概要を説明し議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第2号議案 事業計画、予算に関する事項

議長より、事業計画、予算の内容につき概要を説明し議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第3号議案 役員の選任に関する事項

議長より、理事3名、監事1名全員は、〇年〇月〇日をもって役員任期が満了するので、改めて理事3名、監事1名の選任をしたい旨を述べ、原案の下記4名の候補者につき議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決し、4名が再選され、就任を承諾した。

記

理事 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏

監事 〇〇〇〇氏

第4号議案 定款第5条変更に関する事項

議長より、いままで調査研究をしていた〇〇に関する事業について、本格的に実施可能な見通しが立ったため、定款の第5条に事業の追加をしたい旨説明し、議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

また、今回の定款変更が事業の変更を伴うため、2年分の事業計画、予算につき概要を説明し議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

なお、申請書類の軽微な事項の修正については、理事長に一任する。

出席者に書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者が含まれる場合は、その数を付記。

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、■■■■
■氏、▲▲▲▲氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議長	○○○○	印
議事録署名人	■■■■	印
議事録署名人	▲▲▲▲	印

氏名は、定款で定めた方法（記名押印、署名、等）に従って記載。
押印は、本人が行う。

原本は法人で保管すべきものですので、提出は謄写（コピー）したもので結構です。
ただし、登記の手続きで法務局へ提出する際には原本証明が必要です。

特定非営利活動法人〇〇〇〇臨時社員総会議事録

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 午後〇時から〇時
2 開催場所 埼玉県〇〇市〇〇2丁目3番地 法人事務所
3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
4 審議事項

- 第1号議案 所轄庁の変更を伴う定款変更に関する事項
第2号議案 法第2条及び第12条の規定に関する事項

5 議事の経過の概要及び議決の結果

理事〇〇〇〇氏が本日の社員総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べ、開会を宣言した。

互選により、〇〇〇〇氏を議長に選任し、続いて、上記2議案の審議を行った。

第1号議案 所轄庁の変更を伴う定款変更に関する事項

議長より、法人の事業の縮小に伴い埼玉県の事務所を閉鎖し、千葉県の手事務所を主たる事務所とすることとし、所轄庁の変更を伴う定款第2条の定款変更をしたい旨説明し、議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

新	旧
第2条 この法人は、事務所を千葉県〇〇市〇〇1丁目1番地に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県〇〇市〇〇2丁目3番地に置く。 2 前項のほか、従たる事務所を千葉県〇〇市〇〇2丁目4番5号に置く。

なお、申請書類の軽微な事項の修正については、理事長に一任する。

第2号議案 法第2条及び第12条の規定に関する事項

特定非営利活動法人〇〇〇〇が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号の規定に該当することについて、満場一致で確認した。

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、■■■■氏、▲▲▲▲氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

原本は法人で保管すべきものですので、提出はコピーしたもので結構です。ただし登記の手続きで法務局へ提出する際には原本証明が必要です。

氏名は、定款で定めた方法（記名押印、署名、等）に従って記載。
押印は、本人が行う。

議長 〇〇〇〇 印
議事録署名人 ■■■■ 印
議事録署名人 ▲▲▲▲ 印

特定非営利活動法人◇◇◇◇ 書面決議による第○回 定期社員総会議事録

1 社員総会の決議があったものとみなされた日

〇〇年〇月〇日

2 正会員総数及び表決数

正会員総数〇〇人（書面表決△人、電磁的方法表決×人 計〇〇人）

3 提案者 理事長 〇〇〇〇

4 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（１） 〇〇年度事業報告及び決算書類の承認の件

別添のとおり

（２） 〇〇年度事業計画及び予算の承認の件

別添のとおり

（３） 役員の任期満了に伴う改選の件

次のとおり選任した。

理事 〇〇〇〇 △△△△ □□□□ （全員重任）

監事 ××××（重任）

（４） 法人の名称変更に伴う定款変更に関する件

次のとおり変更する。

新	旧
第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ☆☆☆☆という。	第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ◇◇◇◇という。

理由：〇〇のため

5 議事録の作成に係る職務を行った者の役職及び氏名

理事 △△△△

以上のとおり、特定非営利活動促進法第14条の9第1項の規定により、第○回 定期社員総会の決議があったものとみなされたので、決議を明確にするため、理事長及び議事録作成者がこれに記名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人◇◇◇◇ 第○回定期社員総会

氏名は、通常の議事録に準じて記名押印等を行う。
押印は、本人が行う。

理事長 〇 〇 〇 〇 印
議事録作成者 理 事 △ △ △ △ 印

この議事録作成例は、書面等により**すべての議案について社員全員から賛同の意思表示があったため、開催を省略した場合に作成される議事録の作成例です。**
実際に総会を開催する場合については通常の議事録を作成することになりますので御注意ください。

団 体 確 認 書

年 月 日

〇〇市〇〇1丁目1番地
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 千葉太郎

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、〇年〇月〇日に開催された臨時総会において確認しました。

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

役 員 名 簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役 名	ふり がな 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事	ち ば たるう 千 葉 太 郎	千葉県〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	有
理 事	た な か はなこ 田 中 花 子	千葉県〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇	無
理 事	や ま だ さぶろう 山 田 三 郎	市川市〇〇町〇丁目〇番地の〇 〇〇アパート 202 号	無
理 事	す ず き あいこ 鈴 木 愛 子	千葉県〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇〇ハイツ 101 号)	無
監 事	さいとう しろう 齋 藤 四 郎	船橋市〇〇〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル 503 号	無

理事・監事の別を記載。

氏名・住所は住民票等
のとおり正しく記載。

報酬を受ける人がわかるように記載。

4 定款変更の届出（認証を受ける必要がない場合）

以下のような、所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更などの定款変更の場合には、社員総会の議決のみで変更ができ、所轄庁の認証は不要です。

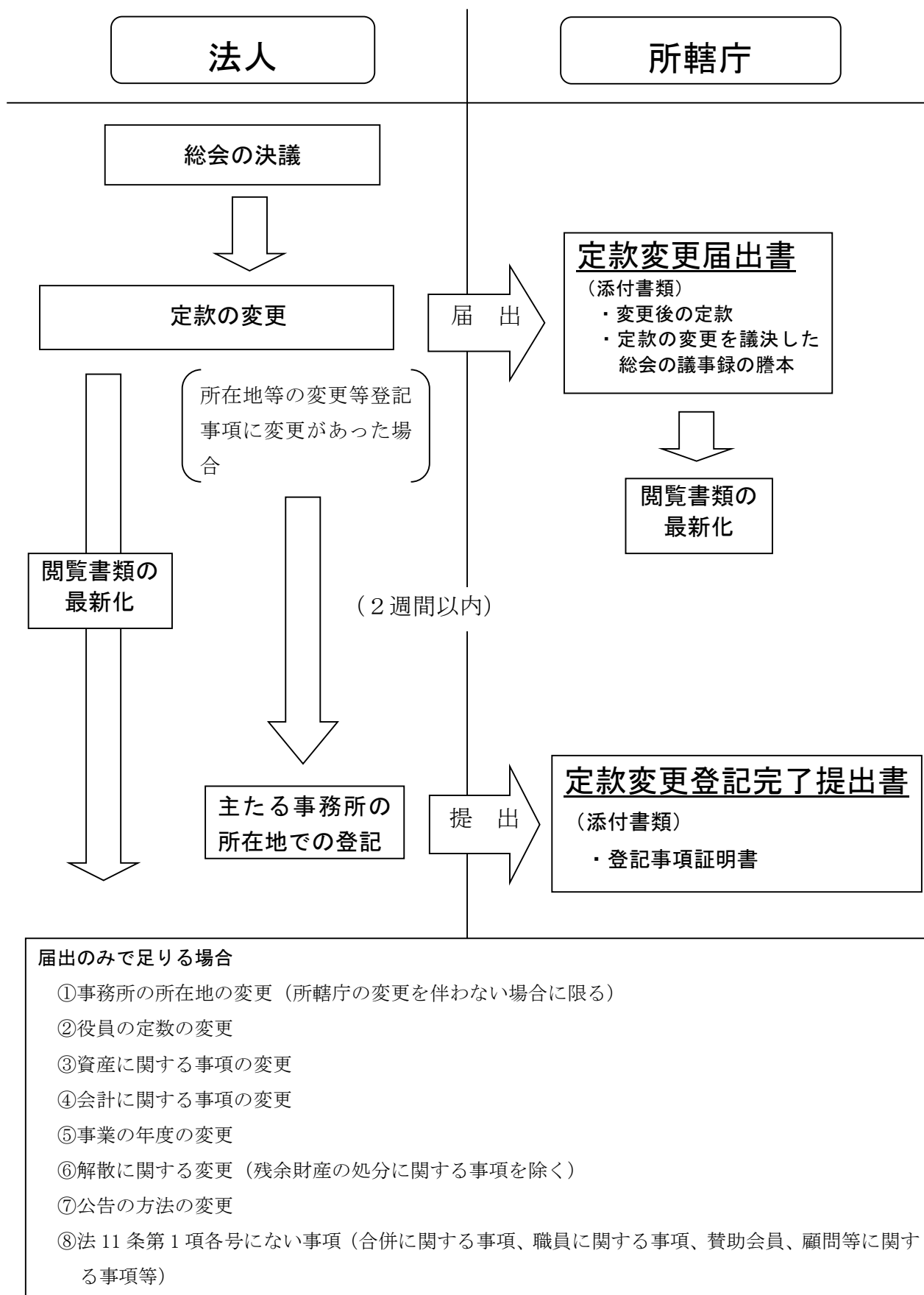
この場合、条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を届け出なければなりません（法 25⑥、条例 7）。

また、法人は、事務所の所在地等の登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。登記完了後、定款変更登記完了提出書を提出する必要があります（組登令 3 ①）。

届出のみで足りる場合

- ①事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限る）
- ②役員の定数の変更
- ③資産に関する事項の変更
- ④会計に関する事項の変更
- ⑤事業の年度の変更
- ⑥解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
- ⑦公告の方法の変更
- ⑧法 11 条第 1 項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）

○定款の変更の届出を行う場合のフロー



○定款変更届出時に提出する書類

(1) 定款変更の届出を行う場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更届出書（第五号様式）	104
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	105
変更後の定款	—

(2) 定款変更後に提出する書類

※変更が登記事項（事務所所在地等）の場合のみ提出

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更登記完了提出書（第五号様式の二）	107
登記事項証明書（原本）	—

第五号様式（第七条）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

定款変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

定款変更後の住所
を記載。

千葉県〇〇市〇〇1丁目2番3号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 千葉 太郎
電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第6項・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第6項）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

新	旧
第2条 この法人は、事務所を千葉県〇〇市 〇〇1丁目2番3号に置く。	第2条 この法人は、事務所を千葉県〇〇市 〇〇3丁目2番1号に置く。

変更した時期 〇〇年〇月〇日

定款を変更した総会の日付
又は総会で決定された定款
変更の日付

2 変更の理由

現在の法人の事務所が手狭になったため、さがしていたところ〇〇市に在住の
会員所有の事務所を借りられることになったため

備考 上記1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした
新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

特定非営利活動法人〇〇〇〇臨時社員総会議事録

定款の定めに従い、出席者に書面
表決者、電磁的方法による表決者
又は表決委任者が含まれる場合
は、その数を付記。

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 午後〇時から〇時
- 2 開催場所 千葉県〇〇市〇〇3丁目2番1号 法人事務所
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 審議事項

第1号議案 主たる事務所の変更に伴う定款変更に関する事項

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

理事〇〇〇〇氏が本日の社員総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べ、開会を宣言した。

互選により、〇〇〇〇氏を議長に選任し、続いて、上記1議案の審議を行った。

第1号議案 主たる事務所の変更に伴う定款変更に関する事項

議長より、現在の法人の事務所が手狭になったため、さがしていたところ〇〇市に在住の会員所有の事務所を借りられることになったため、主たる事務所の所在地の変更に伴う定款第2条の定款変更をしたい旨説明し、議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

千葉県〇〇市〇〇3丁目2番1号から、

千葉県〇〇市〇〇1丁目2番3号に変更する。

- 6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、■■■■氏、▲▲▲▲氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

議	長	〇〇〇〇	印
議事録署名人		■■■■	印
議事録署名人		▲▲▲▲	印

原本は法人で保管すべき
ものですので、提出はコ
ピーしたもので結構で
す。ただし登記の手続き
で法務局へ提出する際
には原本証明が必要です。

氏名は、定款で定めた方法（記名押印、署名、等）に従って記載。
押印は、本人が行う。

特定非営利活動法人☆☆☆☆ 書面決議による第〇回 定期社員総会議事録

1 社員総会の決議があったものとみなされた日

〇〇年〇月〇日

2 正会員総数及び表決数

正会員総数〇〇人（書面表決△人、電磁的方法表決×人 計〇〇人）

3 提案者 理事長 〇〇〇〇

4 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（１） 〇〇年度事業報告及び決算書類の承認の件

別添のとおり

（２） 〇〇年度事業計画及び予算の承認の件

別添のとおり

（３） 役員の任期満了に伴う改選の件

次のとおり選任した。

理事 〇〇〇〇 △△△△ □□□□ （全員重任）

監事 ××××（重任）

（４） 主たる事務所の変更に伴う定款変更に関する件

次のとおり変更する。（変更日 〇年〇月〇日）

新	旧
第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県〇〇市〇〇1丁目2番地3号に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県〇〇市〇〇3丁目2番1号に置く。

理由：現在の法人の事務所が手狭になったため

5 議事録の作成に係る職務を行った者の役職及び氏名

理事 △△△△

以上のとおり、特定非営利活動促進法第14条の9第1項の規定により、第〇回 定期社員総会の決議があったものとみなされたので、決議を明確にするため、理事長及び議事録作成者がこれに記名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人☆☆☆☆ 第〇回定期社員総会

氏名は、通常の議事録に準じて記名押印等を行う。
押印は、本人が行う。

理事長 〇 〇 〇 〇 印

議事録作成者 理 事 △ △ △ △ 印

この議事録作成例は、書面等によりすべての議案について社員全員から賛同の意思表示があったため、開催を省略した場合に作成される議事録の作成例です。実際に総会を開催する場合については通常の議事録を作成することになりますので御注意ください。

第五号様式の二（第七条の二）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

定款変更登記完了提出書

年 月 日

千葉県知事 様

定款変更後の住所
を記載。

千葉県〇〇市〇〇1丁目2番3号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 千葉 太郎
電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第7項・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第7項）の規定により、登記事項証明書を提出します。

添付書類

①登記事項証明書（原本）

（注）変更が、登記事項（事務所所在地等）の場合のみ提出

5 解散に関する手続き

(1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法 31①）。

- ① 社員総会の決議（注）
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

（注）社員総会における解散の決議には、総社員の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります（法 31②③）。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 31④）。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法 31 の 4）。

(2) 清算の終了まで

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①）。

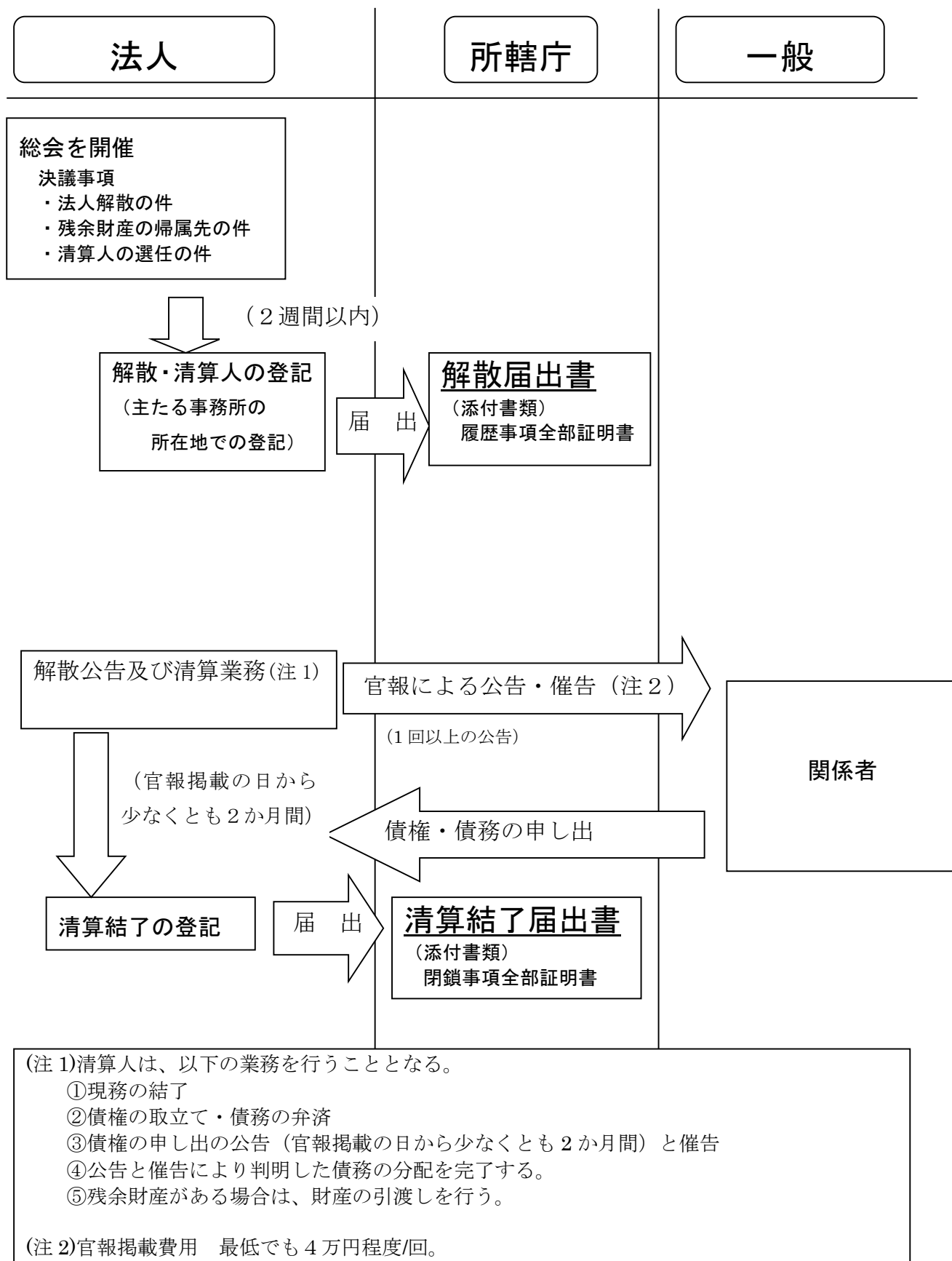
- ① 現務の終了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

（注） 債権の申出の公告は、1 回以上（官報掲載の日から少なくとも 2 か月間）官報に掲載する必要があります。（法 31 の 10①④）

なお、官報の掲載には最低でも 4 万円程度の費用がかかります。

清算人は、清算終了後、清算終了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算人は、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません（法 32 の 3）。

○解散（総会決議による解散）を行う場合のフロー



○解散手続き提出書類

(1) 解散登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
解散届出書（第七号様式）	1 1 1
履歴事項全部証明書（原本）	—

(2) 清算終了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
清算終了届出書（第十一号様式）	1 1 3
閉鎖事項全部証明書（原本）	—

(3) その他の書類

提出書類のリスト	参照ページ
解散認定申請書（第六号様式）	1 1 4
残余財産譲渡認証申請書（第八号様式）	1 1 5
清算人就任届出書（第十号様式）	1 1 6

(注)

解 散 認 定 申 請 書：特定非営利活動に係る事業が、客観的に実施が不可能となった場合に申請。

自主的に解散できる法人については、「解散届出書」を提出。

残余財産譲渡申請書：定款に残余財産の帰属先の記載がない場合に申請。譲渡先は、国又は地方公共団体。

清 算 人 就 任 届 出 書：清算中に新たに清算人が就任した場合に届出。

第七号様式（第十一条第一項）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

解散届出書

解散事由が「社員総会の
決議」の場合

年 月 日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

清算人 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

千 葉 太 郎

電話番号 043-×××-××××

特定非営利活動促進法第31条第1項第1号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

主要なメンバーが退会してしまったため活動を展開していくことが難しくなってしまった。
また、社員が10人を下回ってしまったため、社員の募集をしたが集まらなかった。

2 残余財産の処分方法

[例1 財産が0の場合]

譲渡する財産は、ありません。

[例2 財産が多少ある場合]

財産の30,000円は、公告費用の一部として処分します。

[例3 財産がたくさんある場合]

残余財産は、定款により社会福祉法人〇〇に全額譲渡します。

添付書類

解散及び清算人の登記をしたことを証する履歴事項全部証明書（原本）

作成例

特定非営利活動法人〇〇〇〇臨時総会議事録

1. 開催日時 〇〇年〇月〇日 〇時から〇時まで
2. 開催場所 法人事務所 千葉県〇〇市△△〇丁目〇〇番地
3. 出席者数 社員総数〇〇人うち出席者数〇〇人
(うち本人出席〇〇人、表決委任者〇〇人及び書面表決者〇〇人)

4. 審議事項

議案第1号 特定非営利活動法人〇〇〇〇解散の件

議案第2号 法人残余財産及び残余財産の帰属先の確認の件

議案第3号 清算人選任の件

定款の定めに従い、出席者に書面表決者又は表決委任者が含まれる場合は、その数を付記。

5. 議事の経過と議決の結果

定刻に至り、理事〇〇〇〇氏が開会を宣言し、本日の臨時総会は定款に規定する定足数を満たしているのでこの会議が有効に成立している旨を確認し、議長の選任について諮ったところ、全会一致をもって〇〇〇〇氏が議長に選任された。

続いて議長挨拶のあと、上記3議案の審議を行った。

議案第1号 特定非営利活動法人〇〇〇〇解散の件

議長から、特定非営利活動法人〇〇〇〇は、事業の継続が困難であることから解散したい旨を説明し、議決を求めたところ、全員一致をもって可決された。

議案第2号 法人残余財産及び残余財産の帰属先の確認の件

議長から、財産目録により法人残余財産はない旨の説明があり、議決を求めたところ、全会一致をもって承認すべきものと決定された。

議案第3号 清算人選任の件

議長から、清算人選任の件について説明があり、当法人定款第〇条の規定により、理事が清算人になることについて議決を求めたところ、全会一致をもって可決された。

6. 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、△△△△氏、□□□氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議長 ○ ○ ○ ○ 印

議事録署名人 △ △ △ △ 印

議事録署名人 □ □ □ □ 印

第十一号様式（第十七条第1項）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

清算終了届出書

年 月 日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

清算人 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

千 葉 太 郎

電話番号 043-×××-××××

特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

添付書類

清算終了の登記をしたことを証する閉鎖事項全部証明書（原本）

第六号様式（第十条）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

主たる目的としている特定
非営利活動に係る事業が、
客観的に実施が不可能とな
った場合に申請。

解散認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇1丁目1番地

特定非営利活動法人〇〇〇〇

理事長 千葉 太郎

電話番号 043-×××-××××

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人
を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

添付書類

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面。

第八号様式（第十二条）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

残余財産譲渡認証申請書

定款に残余財産の帰属先の記載が
ない場合に申請。

譲渡先は、国又は地方公共団体と
なる。

年 月 日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

清算人 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

千葉 太郎

電話番号 043-×××-××××

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を得
たいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

譲渡先の国又は地方公共団体を記載。
複数ある場合は、譲渡先毎に譲渡する財
産を記載。

備考 上記2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載する
こと。

第十号様式（第十六条第一項）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

清算中に新たに清算人
が就任した際に届出。

清 算 人 就 任 届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

清算人 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

千 葉 太 郎

電話番号 〇 4 3 - × × × - × × × ×

下記のとおり特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

千 葉 太 郎

2 清算人が就任した年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

閉鎖事項全部証明書に
記載のある清算人就任
年月日を記載。

添付書類

当該清算人の登記をしたことを証する閉鎖事項全部証明書（原本）

6 合併に関する手続き

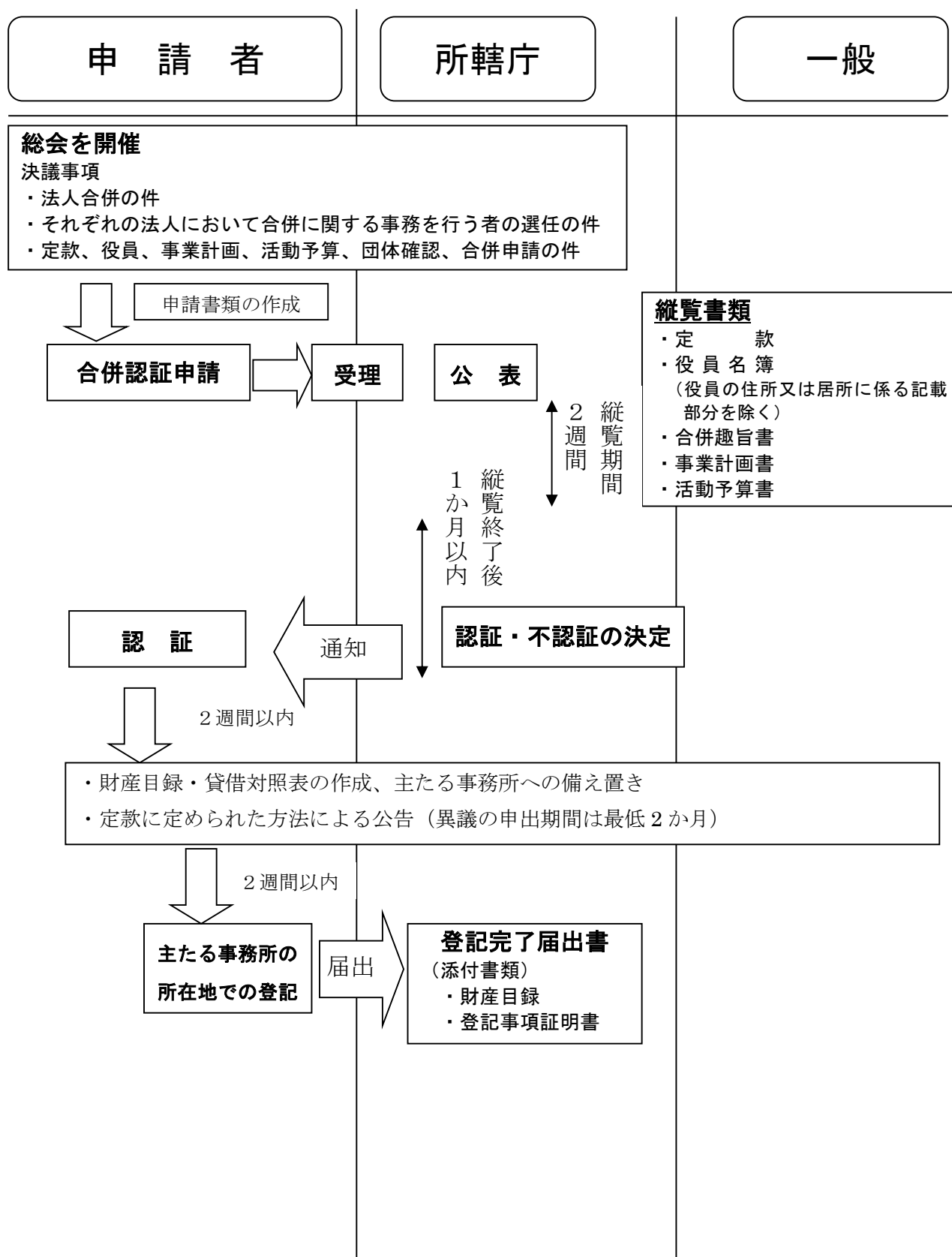
NP0 法人は、社員総会の決議により、他の NP0 法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされた NP0 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法 34)。

所轄庁から合併の認証を受けた NP0 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内(注)に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法 35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NP0 法人又は合併後存続する NP0 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令 8)。

(注)「一定の期間内」の期間は、2 か月を下回ってはなりません。

○合併の認証申請を行う場合のフロー



○合併の認証申請を行う場合に提出する書類

(1) 合併認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
合併認証申請書（第九号様式）	1 2 0
定款	—
合併の決議をした社員総会の議事録の謄本	—
役員名簿	—
役員就任承諾及び誓約書の謄本	3 9
役員の住所又は居所を証する書面（注 2）	—
社員のうち 10 名以上の者の名簿	4 1
団体確認書	—
合併趣旨書	—
合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	—
合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（注 3）	—

（注 1）提出部数は、全て 1 部です。

（注 2）住民票（写しは不可、申請の日前 6 か月以内に作成されたもの）、海外居住者については各国政府が発行する住民票に類する書面、がこれに該当します（条例 2②）。住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。

なお、各国政府が発行する住民票に類する書面については、翻訳者を明らかにした訳文を添付してください（規則 2②）。

（注 3）その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類のことです。

(2) 法人成立後の届出書類一覧

提出書類のリスト	参照ページ
合併登記完了届出書（第二号様式）	1 2 1
登記事項証明書	—
財産目録（注）	—

（注）財産目録は設立登記にも必要な書類です。登記申請用、所轄庁提出用、事務所公開用の 3 通の作成が必要になります。

〇〇市〇〇1丁目1番地
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 千葉太郎
電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇2丁目3番地
特定非営利活動法人△△△△
理事長 鈴木 愛子
電話番号 047-×××-××××

定款に記載されている法人の目的を条文どおりに記載。

- ①合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- ②定款
- ③役員名簿(役員の氏名・住所又は居所・各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
- ④各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- ⑤各役員の住所又は居所を証する書面(住民基本台帳ネットワークによる確認を希望しない場合)
- ⑥社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑦法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- ⑧合併趣旨書
- ⑨合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

第二号様式（第十五条）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

合併登記完了届出書

年 月 日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 〇丁目〇番〇号

特定非営利活動法人〇〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

電話番号 〇 4 3 - × × × - × × × ×

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

添付書類

登記事項証明書（原本）

財産目録

7 情報公開と監督について

(1) NPO 法人の情報公開

①事業年度終了後の報告

NPO 法人は、毎事業年度の初めの 3 か月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、下記「閲覧することのできる書類」表に掲げた事業報告書等を作成し、その NPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法 28①）。

また、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をその NPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法 28②）。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません（法 28③）。

一方、所轄庁は、NPO 法人から提出を受けた事業報告書等（閲覧をする日から 5 年以内に提出を受けたものに限り）、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところ^(注)により、これを閲覧させ、又は謄写させなければなりません（法 30）。

（注）千葉県では、条例及び規則で、閲覧・謄写場所を千葉県環境生活部県民生活課と定めています（条例 9、規則 9）。

○ 閲覧することのできる書類

書 類 名		NPO 法人 (閲覧)		所轄庁 (閲覧・謄写)	
事 業 報 告 書 等	事業報告書	○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年分
	活動計算書	○		○	
	貸借対照表	○		○	
	財産目録	○		○	
	年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○		○ (注3)	
	社員のうち 10 人以上の者の氏名等を記載した書面	○		○ (注3)	
役 員 名 簿 (注1)		○		○ (注3)	
定 款 等 (注1)	定款	○		○	
	認証書の写し(認証に関する書類の写し) (注2)	○		○	
	登記事項証明書の写し	○		○	

（注 1） 所轄庁又は NPO 法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

（注 2） 「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証に関する書類の写しも含みます。

(注3) 所轄庁が閲覧させる役員名簿や社員名簿については、個人の住所・居所に係る記載の部分を除きます。

②貸借対照表の公告

NP0 法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法 28 の 2）。

公 告 方 法	公 告 期 間
官報に掲載する方法	一度掲載
時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法	一度掲載
電子公告 ^(注1)	貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間 ^(注2)
不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置（主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法）	公告の開始後一年を経過する日までの間

(注1) 電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、インターネットに接続されたホームページへの掲載等による措置をいいます。

(法規3の2①)

また、電子公告を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、官報又は日刊新聞紙の方法のいずれかを定めることができます。（法 28 の 2 ③）

(注2) 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません（法 28 の 2 ⑤）。

- a 公告の中断が生ずることにつき NP0 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NP0 法人に正当な事由があること（法 28 の 2 ⑤一）
- b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと（法 28 の 2 ⑤二）
- c NP0 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと（法 28 の 2 ⑤三）

(2) NP0 法人に対する監督等

①報告及び検査

イ 所轄庁は、NP0 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款（以下「法令等」といいます。）に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また必要に応じて、職員が、当該法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます（法 41①）。

ロ 立入検査の手続に関する義務は、次のように定められています。

- ・所轄庁は、上記イの検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由を記載した書面を、あらかじめ、当該 NP0 法人の

役員等に提示することとされています（法 41②）。

- ・当該検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示することとされており、当該検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 41③④）。

②改善命令

所轄庁は、NPO 法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます（法 42）。

③設立の認証の取消

イ 所轄庁は、NPO 法人が上記②の改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、また NPO 法人が 3 年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

ロ 所轄庁は、NPO 法人が法令に違反した場合、上記②の改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます（法 43②）。

ハ 設立認証の取消しに係る聴聞手続公開の努力義務等について、次のように定められています（法 43③④）。

- ・認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該 NPO 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めることとされています。
- ・所轄庁は、上記の請求があった場合、聴聞の期日における審理を公開により行わないとき、当該 NPO 法人に対し、公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています。

④罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 50 万円以下の罰金

以下に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます。

- ・正当な理由がないのに、上記②改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法 78）
- ・法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等（法 79）

ロ 20 万円以下の過料

以下のいずれかに該当する場合においては、NP0 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処されます（法 80）。

- ・組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき（法 80 一）
- ・法人の成立時の財産目録の作成、備え置きの規定（法 14）に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 二）
- ・所轄庁への役員変更等の届出（法 23①）、定款変更の届出（法 25）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ・事業報告書等（P153 参照）、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備え置きの規定（法 28①②）に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ・定款の変更に係る登記事項証明書の届出（法 25⑦）、事業報告書等の提出（法 29）の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ・理事又は清算人が破産手続開始の申立て及び公告の規定（法 31 の 3 ②、法 31 の 12①）の規定に違反して、破産手続開始の申し立てをしなかったとき（法 80 六）
- ・清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等（法 31 の 10①）及び破産手続開始の申立てに関する公告（法 31 の 12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法 80 七）
- ・NP0 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定（法 35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 八）
- ・NP0 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の意義に対する弁済等の規定（法 35②、36②）に違反したとき（法 80 九）
- ・法 41 条第 1 項に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

ハ 10 万円以下の過料

NP0 法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10 万円以下の過料に処せられます（法 81）。

IV 法 令 集

- 特定非營利活動促進法
- 特定非營利活動促進法施行令
- 特定非營利活動促進法施行規則
- 特定非營利活動促進法施行条例
- 特定非營利活動促進法施行条例施行規則
- 組合等登記令（抄）

○特定非営利活動促進法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則（第三条―第九条）

第二節 設立（第十条―第十四条）

第三節 管理（第十四条の二―第三十条）

第四節 解散及び合併（第三十一条―第四十条）

第五節 監督（第四十一条―第四十三条の三）

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人（第四十四条―第五十七条）

第二節 特例認定特定非営利活動法人（第五十八条―第六十二条）

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第六十三条）

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督（第六十四条―第六十九条）

第四章 税法上の特例（第七十条・第七十一条）

第五章 雑則（第七十二条―第七十六条）

第六章 罰則（第七十七条―第八十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧

に供しなければならない。

- 一 申請のあった年月日
- 二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
 - 二 公益社団法人又は公益財団法人
 - 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
 - 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
 - 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
- (認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証

の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会

の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の定数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族

が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員の欠員補充)

第二十二條 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三條 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の任期)

第二十四條 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(定款の変更)

第二十五條 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六條 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七條 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従

って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することとで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けること

ができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(事業報告書等の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去五年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一 社員総会の決議

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

四 社員の欠亡

五 合併

六 破産手続開始の決定

七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第三十二条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規

定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足る相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進

に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

- 3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）

からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（２） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（３） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる

特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（１） 会員等

（２） 特定の団体の構成員

（３） 特定の職域に属する者

（４） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

（１） 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

（２） 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

（１） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

（２） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

（３） 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号二及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長
(以下「国税庁長官等」という。)

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所

轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

- 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算し

て五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（認定の失効）

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

（特例認定）

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあ

っては、二年)」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四

条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努

めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し(第六十九条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し(同条において「特例認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条

第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）

第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において

準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出並びに第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又

は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔平成二三年六月二二日法律第七〇号〕（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対してされた申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について

は、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。
(役員名簿に関する経過措置)

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。
(定款の変更に関する経過措置)

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

(事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置)

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

(仮認定に関する経過措置)

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人のその認定の有効期間については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定の申請につき、国税庁長官が施行日以後に行う同項の認定については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例により同条第三項の認定を受けた法人を含み、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。）の国税庁長官が施行日以後に行う旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項の認定の取消しについては、なお従前の例による。

4 施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に第二項の規定に基づきなお従前の例により同条第三項の認定を受けた法人を含み、施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を取り消された法人、その認定の有効期間が終了した法人及び新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。以下「旧認定特定非営利活動法人」という。）については、新特定非営利活動促進法第五十条第一項の規定は、適用しない。

5 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の十八の二の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

6 個人が平成二十四年以後の各年において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第四十一条の十八の二の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

7 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税（次項に規定する事業年度分の法人税を除く。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

8 旧認定特定非営利活動法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十六条第一項」とあるのは「第七十条第一項」と、「同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）」とあるのは「同条第四項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第八項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）が」と、同条第五項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」とする。

9 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10 法人が施行日以後に終了する事業年度において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「をいう。）」とあるのは「をいい、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人を含む。）」と、「同条第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項」とする。

11 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する認

定を取り消された法人について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項に規定する認定を取り消された法人については、なお従前の例による。

1 2 施行日以後に第三項の規定に基づきなお従前の例により認定を取り消された法人については、旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項から第十一項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第九項中「第三項」とあるのは、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項」とする。

1 3 新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

1 4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に終了する連結事業年度において支出する寄附金の額のうちに旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「をいう。）」とあるのは「をいい、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

1 5 新租税特別措置法第七十条第十項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

1 6 施行日以後に相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を新租税特別措置法第七十条第一項に規定する申告書の提出期限までに旧認定特定非営利活動法人に対し、当該旧認定特定非営利活動法人の行う新特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をする場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第七十条第十項の規定を適用する。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新地方税法」という。）

第四十五条の二の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

3 旧認定特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第四十五条の二の規定を適用する。

4 新地方税法第三百十七条の二の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三百十四条の七第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

6 旧認定特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第三百十七条の二の規定を適用する。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十七条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則 〔平成二四年八月一日法律第五三号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二四年一〇月政令二五七号により、平成二四・一〇・三〇から施行〕

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二四年一〇月政令二六〇号により、平成二五・一・三〇から施行〕

二 〔略〕

附 則 〔平成二五年一一月二七日法律第八六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二六年四月政令一六五号により、平成二六・五・二〇から施行〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 〔平成二八年六月七日法律第七〇号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日
- 二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

(認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置)

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並び

に当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項ただし書及び第三百七条の二第一項ただし書

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第一項及び第六十六条の十一の二第二項

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔令和元年五月三十一日法律第一六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則〔令和元年六月一四日法律第三七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔令和二年一二月九日法律第七二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（書類の提出に関する経過措置）

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第五条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三を削る。

別表の十二の三の項を削る。

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた認証の申請があった場合における前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（情報通信技術の利用のための措置）

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 〔令和四年六月一七日法律第六八号 抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

○特定非営利活動促進法施行令

内閣は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第七条第一項、第四十五条第一項第一号イ及びロ並びに第二項（同法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条（同法第五十一条第五項及び第六十二条において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（認定の基準となる寄附金等収入金額の割合）

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合は、五分の一とする。

（判定基準寄附者の要件等）

第二条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額は、三千円とする。ただし、当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する実行団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資を含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。）の額がある場合は、三千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額とする。

2 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める数は、百とする。

（小規模な特定非営利活動法人）

第三条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人（第五条第二項及び第三項において「小規模法人」という。）は、実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における総収入金額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が三千円以上である寄附者（当該申請に係る特定非営利活動法人の役員又は社員である者を除く。）の数が五十人以上である特定非営利活動法人とする。

（実績判定期間の月数の計算方法）

第四条 法第四十五条第一項第一号ロ及び前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等）

第五条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国の補助金等をいう。以下この条において同じ。）がある場合における同号イに規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同号イ（2）に掲げる金額に達するまでの金額は、同号イに規定する寄附金等収入金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同号イに規定する経常収入金額に含めるものとする。

2 小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする場合における法第四十五条第一項第一号に掲げる基準については、同号イの規定にかかわらず、実績判定期間における第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす小規模法人にあっては、同号及び第三号に掲げる金額の合計額）の占める割合が五分の一以上であることとすることができる。

一 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

二 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する受入寄附金総額から同号イ（2）に規定する一者当たり基準限度超過額その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

三 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち前号に掲げる金額に達するまでの金額

3 前項の規定の適用を受けようとする小規模法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合に

おける同項に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同項第二号に掲げる金額に達するまでの金額は、同号に掲げる金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同項第一号に掲げる金額に含めるものとする。

（合併特定非営利活動法人に関する法第四十四条及び第四十五条の規定の適用）

第六条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用については、法第四十四条第三項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

3 前二項の規定は、法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

（認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用）

第七条 第一条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの条において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、前条（第二項第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十六条に規定する政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、前条第一項中「と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「と」と、同条第二項中「法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号」とあるのは「法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニ」と、同条第三項中「前項の」とあるのは「第五十一条第五項において準用する前項の」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特例認定特定非営利活動法人に関する法第五十八条及び第五十九条の規定の適用）

第八条 法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条の規定の適用については、同条第二項中「五年」とあるのは「以前五年」と、「二年」とあるのは「二年」内に終了した」と、「二年」とあるのは

「（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）以前二年内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の」とする。

2 前項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定による当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

3 第一項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同号中「その設立の日」とあるのは、「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と読み替えるものとする。

4 前三項の規定は、法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条及び第五十九条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「第五十八条第二項において準用する前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、第二項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあり、及び前項中「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあるのは「合併」と、第二項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

（認定特定非営利活動法人等の合併についての認定に関する技術的読替え等）

第九条 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第二項及び第三項、第四十五条並びに第四十九条の規定を準用する場合には、法第四十四条第二項ただし書中「次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人が次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する」と、同条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは「二年」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第一号ロ及び第二号イ中

「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定

非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、同条第二項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、

「政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした」とあるのは「同項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が政令で定める小規模な特定非営利活動法人となる」と、法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項、法第五十九条及び法第六十二条において準用する法第四十九条の規定を準用する場合には、法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第五十九条中「前条第一項の特例認定の申請をした」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同条第二号中「その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものが、その設立の日」と、同条第三号中「第四十四条第一項」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものが、第四十四条第一項」と、法第六十二条において準用する法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 3 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- 二 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- 三 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

- 4 法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第二号及び第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同項第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立し

た」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定による合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に依じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも特例認定特定非営利活動法人であるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

6 第一条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの項において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項中「法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、同条第二項中「小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が小規模法人となる」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（組合等登記令の一部改正）

第二条 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。

2 前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。

3 第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第四条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の二十三第一項の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号。次項において「改正法」という。）附則第九条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人である法人のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2 改正法の施行の日前に改正法附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人（同日以後に改正法附則第十条第二項の規定に基づきなお従前の例により旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人を含む。）に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の二十三第十四項の書類の同項の規定による閲覧については、なお従前の例による。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正）

第六条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則

この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に特定非営利活動促進法第四十四条第一項若しくは第六十三条第一項若しくは第二項の認定の申請又は同法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請をした者のこれらの申請に係る認定又は有効期間の更新の基準については、なお従前の例による。

附 則

この政令は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月三十一日）から施行する。

○特定非営利活動促進法施行規則

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）及び特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定非営利活動促進法施行規則を次のように定める。

特定非営利活動促進法施行規則

目次

第一章 特定非営利活動法人（第一条一第三条）

第二章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人（第四条一第三十二条）

第二節 特例認定特定非営利活動法人（第三十三条・第三十四条）

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第三十五条）

附則

第一章 特定非営利活動法人

（公表の方法）

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。

（電磁的方法）

第一条の二 法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録）

第二条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（役員の欠格事由のうち内閣府令で定めるもの）

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ）

第三条 法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。

2 都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、所轄庁の変更を伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の都道府県知事であるときは、この限りでない。

（貸借対照表の公告）

第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であって内閣府令で定めるものは、

第一条の二第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

- 2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。
- 3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。

第二章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件)

第四条 法第四十五条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- 二 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係（第十六条に規定する関係をいう。第八条及び第三十二条第一項第四号において同じ。）のある者を除く。）の数が二十人以上であること。

(総収入金額から控除されるもの)

第五条 法第四十五条第一項第一号イ（１）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（１）に規定する国の補助金等をいう。）
- 二 委託の対価としての収入で国等（法第四十五条第一項第一号イ（１）に規定する国等をいう。）から支払われるもの
- 三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- 四 資産の売却による収入で臨時的なもの
- 五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（法第四十五条第一項第一号イ（２）に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七条第一号において同じ。）に相当する部分
- 六 実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの
- 七 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金
- 八 休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（第二十五条において「令」という。）第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。第六条及び第七条第四号において同じ。）

(同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額)

第六条 法第四十五条第一項第一号イ（２）に規定する内閣府令で定める金額は、同号イ（２）に規定する受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の五十）に相当する金額とする。

(受入寄附金総額から控除される寄附金の額)

第七条 法第四十五条第一項第一号イ（２）に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

- 一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額
- 二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額
- 三 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金の額
- 四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

(役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例)

第八条 法第四十五条第一項第一号イ(1)及び(2)に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であって、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

(判定基準寄附者について明らかにすべき事項)

第九条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める事項は、寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所とする。

(事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合)

第十条 法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに同号イ、ロ、ハ又はニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(会員に類するもの)

第十一条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等(法第四十五条第一項第二号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。)を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申請に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあつては、その名称)が記載された者であつて、当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

二 当該申請に係る特定非営利活動法人の役員

(特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者)

第十二条 法第四十五条第一項第二号イに規定する当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものは、当該申請に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該申請に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。

(その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動)

第十三条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める活動は、次に掲げるものとする。

一 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(次号において「付随費用の実費相当額」という。)以下のものを会員等(法第四十五条第一項第二号イに規定する会員等をいう。以下同じ。)から得て行うもの

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申請に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

三 法別表第十九号に掲げる活動又は同表第二十号の規定により同表第十九号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。)に対する助成

(その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動)

第十四条 法第四十五条第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。

(特定の地域)

第十五条 法第四十五条第一項第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める地域は、一の市町村(特別区を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区)の区域の一部で地縁に基づく

地域とする。

（特殊の関係）

第十六条 法第四十五条第一項第三号イ（１）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- 三 前二号に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（特定の法人との関係）

第十七条 法第四十五条第一項第三号イ（２）に規定する内閣府令で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

（役員又は使用人である者との特殊の関係）

第十八条 法第四十五条第一項第三号イ（２）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

（特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定）

第十九条 法第四十五条第一項第三号イに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

（取引の記録並びに帳簿及び書類の保存）

第二十条 法第四十五条第一項第三号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。

（不適正な経理）

第二十一条 法第四十五条第一項第三号ニに規定する内閣府令で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

（役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の関係）

第二十二条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

（特定の者と特別の関係がないものとされる基準）

第二十三条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項並びに第三十二条第一項第三号ロ及び第五号において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- 二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特

定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。

三 役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

四 営利を目的とした事業を行う者、法第四十五条第一項第四号イ（１）、（２）若しくは（３）に掲げる活動を行う者又は同号イ（３）に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

（特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合）

第二十四条 法第四十五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（小規模法人に関する特例）

第二十五条 令第五条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、第四条各号に掲げるものとする。

２ 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五条第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。

３ 令第五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、第七条第一号及び第四号に掲げる金額とする。

（認定に関する意見聴取）

第二十六条 所轄庁が、法第四十七条第四号に掲げる事由の有無について、法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときは、当該申請に係る特定非営利活動法人から提出された滞納処分に係る国税又は地方税の納税証明書を示して行うものとする。

（所轄庁以外の関係知事に対する認定の通知等）

第二十七条 法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該認定に係る特定非営利活動法人の次に掲げる事項とする。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及び法第四十九条第三項の通知を受ける所轄庁以外の関係知事（同項に規定する所轄庁以外の関係知事をいう。以下同じ。）の管轄する区域内に所在するその他の事務所の所在場所及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）その他の連絡先

四 当該認定の有効期間

２ 法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第一号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定の有効期間の更新の届出）

第二十八条 法第五十一条第五項において準用する法第四十九条第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定による同項第二号及び第三号に掲げる書類の提出は、様式第二号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用）

第二十九条 第四条から第二十六条までの規定は、法第五十一条第二項の有効期間の更新について準用する。

（所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類）

第三十条 法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 法第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項第一号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し

二 認定に関する書類の写し

三 法第五十五条第一項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類の写し

四 法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第三項の書類の写し

（定款の変更の通知等）

第三十一条 所轄庁は、法第五十三条第三項の通知をしようとするときは、当該認定特定非営利

活動法人の第二十七条第一項各号に掲げる事項について通知するものとする。

- 2 法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第三号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第三十二条 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - 四 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 五 役員等に対する報酬又は給与の状況
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
 - ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 2 法第五十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

（所轄庁以外の関係知事への書類の提出）

第三十三条 法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第四号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

- 2 法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第五号により作成した提出書を法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の都道府県知事に提出してするものとする。

（特例認定特定非営利活動法人に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用）

第三十四条 第二十六条の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第四十七条第四号に掲げる事由の有無につき法第六十二条において準用する法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときについて、第二十七条の規定は法第六十二条において準用する法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第三十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類について、第三十一条第一項の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第五十三条第三項の通知をしようとするときについて、第三十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項について、それぞれ準用する。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

（合併の認定の通知等）

第三十五条 法第六十三条第一項の認定又は同条第二項の認定の申請を受けた所轄庁は、直ちに、合併によって消滅する各特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事又は指定都市の長にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知をした所轄庁は、同項の通知に係る申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を同項の通知を受けた都道府県の知事又は指定都市の長に通知するものとする。
- 3 法第六十三条第五項において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第六号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

- 4 法第六十三条第五項において準用する法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第七号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。
- 5 第四条から第二十七条までの規定は、法第六十三条第一項の認定及び同条第二項の認定について準用する。この場合において、第十条、第十一条各号、第十二条、第十三条第一号及び第二号、第二十四条並びに第二十六条中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立した」と、同条中「滞納処分」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の滞納処分」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（特定非営利活動促進法施行規則等の廃止）

第二条 次に掲げる内閣府令は、廃止する。

- 一 特定非営利活動促進法施行規則（平成十年総理府令第四十三号）
 - 二 特定非営利活動促進法第二十六条第三項の事務の引継ぎに関する内閣府令（平成十年総理府令第四十四号）
 - 三 内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第三十一号）
- （経過措置）

第三条 第三条の規定は、この府令の施行の日以後に行われた定款の変更の認証について適用し、同日前に行われた定款の変更の認証については、なお従前の例による。

- 2 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令（第四項において「旧効力法人税法施行令」という。）第七十七条第一項第二号及び第三号に掲げる法人から受け入れる寄附金がある特定非営利活動法人に係る第六条の規定の適用については、同条中「第七十七条各号」とあるのは、「第七十七条各号若しくは法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令第七十七条第一項第二号若しくは第三号」とする。
- 3 旧認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人をいう。第五項において同じ。）から受け入れる寄附金がある特定非営利活動法人に係る第六条の規定の適用については、同条中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「認定特定非営利活動法人若しくは特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人」とする。
- 4 旧効力法人税法施行令第七十七条第一項第三号に掲げる法人を会員等とする特定非営利活動法人に係る第十三条第三号の規定の適用については、同号中「公益財団法人である会員等」とあるのは、「公益財団法人である会員等、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令第七十七条第一項第三号に掲げる法人である会員等」とする。
- 5 旧認定特定非営利活動法人を会員等とする特定非営利活動法人に係る第十三条第三号の規定の適用については、同号中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「認定特定非営利活動法人若しくは特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人」とする。

附 則

この府令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。附 則

この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇年五月法律第三三号）の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この府令は、特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第六十五号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この府令の施行前に特定非営利活動促進法第四十四条第一項若しくは第六十三条第一項若しくは第二項の認定の申請又は同法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請をした者のこれらの申請に係る認定又は有効期間の更新の基準については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行の日（令和三年六月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令による改正後の特定非営利活動促進法施行規則第三十二条第五号の規定は、法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二四年条例二六号〕

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の申請書は、規則で定める様式によるものとする。

2 法第十条第一項第二号ハ（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の条例で定める書面は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し（同法の適用を受けない役員にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書）とする。

3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、第一項の申請書には、同法第十二条第一項に規定する住民票の写しを添付することを要しないものとする。

一部改正〔平成一五年条例二六号・一八年二二号・二四年二六号・二七年一五号〕

(申請者が補正することができる軽微な不備)

第三条 法第十条第四項本文（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の条例で定める軽微な不備は、客観的に明らかな誤記又は脱字による不備であって、当該不備を補正したとしても提出された申請書又は当該申請書に添付された書類の内容の同一性を失わない範囲のものとする。

追加〔平成二四年条例二六号〕

(認証又は不認証の決定期間)

第四条 知事は、正当な理由がない限り、法第十条第二項の期間を経過した日から一月以内に、法第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、法第二十五条第三項及び第三十四条第三項の規定による認証又は不認証の決定について準用する。

追加〔平成一四年条例六三号〕、一部改正〔平成二四年条例二六号〕

(役員の変更等の届出をする場合の提出書類)

第五条 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写しについては、知事が同法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しないものとする。

追加〔平成一八年条例二二号〕、一部改正〔平成二四年条例二六号・二七年一五号〕

(定款の変更の認証申請)

第六条 法第二十五条第四項の申請書は、規則で定める様式によるものとする。

全部改正〔平成二四年条例二六号〕

(定款の変更の届出)

第七条 法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、規則で定める届出書を提出して行うものとする。

全部改正〔平成二四年条例二六号〕

(事業報告書等の提出期限)

第八条 法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

追加〔平成二四年条例二六号〕

(事業報告書等の閲覧等の場所)

第九条 法第三十条及び第五十六条(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

追加〔平成二四年条例二六号〕

(合併の認証申請)

第十条 法第三十四条第四項の申請書は、規則で定める様式によるものとする。

追加〔平成二四年条例二六号〕

(認定等の申請)

第十一条 法第四十四条第二項本文(法第五十一条第五項、第五十八条第二項前段(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の申請書は、規則で定める様式によるものとする。

追加〔平成二四年条例二六号〕

(役員報酬規程等の提出期限)

第十二条 法第五十五条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

追加〔平成二四年条例二六号〕

(助成金支給実績書類の提出期限)

第十三条 法第五十五条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った後遅滞なく行わなければならない。

追加〔平成二四年条例二六号〕

(情報通信の技術を利用する方法による手続)

第十四条 法第七十四条に規定する手続を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条から第八条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成一八年条例二二号〕、一部改正〔平成二四年条例二六号〕

(電磁的記録による保存)

第十五条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「読替え後の電子文書法」という。)第三条第一項の条例で定める保存は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項並びに第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)並びに第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面の備置きとする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第三条第一項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

3 特定非営利活動法人が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

追加〔平成一八年条例二二号〕、一部改正〔平成二〇年条例五一号・二四年二六号〕

(電磁的記録による作成)

第十六条 読替え後の電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第三十五条第一項並びに第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面の作成とする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第四条第一項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

追加〔平成一八年条例二二号〕、一部改正〔平成二〇年条例五一号・二四年二六号〕

(電磁的記録による縦覧等)

第十七条 読替え後の電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、

第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

- 2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第五条第一項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

追加〔平成一八年条例二二号〕、一部改正〔平成二四年条例二六号〕

（委任）

第十八条 この条例に定めるもののほか、法の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、規則で定める。

一部改正〔平成一四年条例六三号・一八年二二号・二四年二六号〕

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月八日条例第七十七号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十四年十月十八日条例第六十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日条例第二十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の特定非営利活動促進法施行条例第四条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

附 則（平成十八年三月三十日条例第二十二号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月二十一日条例第五十一号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、同年七月九日から施行する。

（経過措置）

- 2 第二条の規定による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第二条第二項の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区）の長が発給する文書は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し（同法の適用を受けない役員にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書）とみなす。

附 則（平成二十七年三月二十日条例第十五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二十七日条例第六十四号抄）

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第八条第二項に規定する認定特定非営利活動法人等による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正法による改正前の特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十四条第四項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の提出期限並びに当該書類の電磁的記録による保存、作成及び縦覧等については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月二十三日条例第二十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年四月二十七日条例第十八号）

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成十年千葉県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 条例第二条第一項の規則で定める様式は、設立認証申請書（別記第一号様式）とする。

2 条例第二条第二項に定める書面は、申請の日前六月以内に作成されたものとし、当該書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

一部改正〔平成一五年規則七九号・一八年六二号・二四年一八号〕

(縦覧)

第三条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第十条第二項の公衆の縦覧は、環境生活部県民生活課において行うものとする。

一部改正〔平成一四年規則五〇号・一五年七九号・一八年六二号・二二年二六号・二三年四七号・二四年一八号・二六年三三号・二八年八一号・令和三年三〇号・四年五九号・五年五二号〕

(設立登記の届出)

第四条 法第十三条第二項の規定による届出は、設立登記完了届出書（別記第二号様式）によるものとする。

一部改正〔平成二四年規則一八号〕

(役員の変更等の届出)

第五条 法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、役員の変更等届出書（別記第三号様式）によるものとする。

2 第二条第二項の規定は、法第二十三条第二項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する法第十条第一項第二号ハの書面について準用する。この場合において、第二条第二項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成一五年規則七九号・二四年一八号〕

(定款の変更の認証申請)

第六条 条例第六条の規則で定める様式は、定款変更認証申請書（別記第四号様式）とする。

一部改正〔平成一五年規則七九号・一八年六二号・二四年一八号〕

(定款の変更の届出)

第七条 条例第七条の規則で定める届出書は、定款変更届出書（別記第五号様式）とする。

一部改正〔平成二四年規則一八号〕

(定款変更登記に係る証明書の提出)

第七条の二 法第二十五条第七項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書類の提出は、法第二十五条第七項の登記事項証明書を添付した定款変更登記完了提出書（別記第五号様式の二）を知事に提出してするものとする。

追加〔平成二四年規則一八号〕

(事業報告書等の提出)

第八条 法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書類の提出は、法第二十九条の事業報告書等を添付した事業報告書等提出書（別記第五号様式の三）を知事に提出してするものとする。

全部改正〔平成一五年規則七九号〕、一部改正〔平成一八年規則六二号・二四年一八号〕

(事業報告書等の閲覧等の場所)

第九条 条例第九条の規則で定める場所は、環境生活部県民生活課とする。

一部改正〔平成一四年規則五〇号・九六号・一五年七九号・一八年六二号・二二年二六号・二三年四七号・二四年一八号・二六年三四号・令和四年五九号〕

(成功の不能による解散の認定の申請)

第十条 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、同条第三項の書面を添付した解散認定申請書（別記第六号様式）を知事に提出するものとする。

一部改正〔平成一八年規則六二号〕

(解散の届出)

第十一条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書（別記第七号様式）によるものとする。

2 前項の解散届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

一部改正〔平成一七年規則二五号・一八年六二号〕

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十二条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を得ようとするときは、残余財産譲渡認証申請書（別記第八号様式）を知事に提出するものとする。

一部改正〔平成一八年規則六二号〕

(合併の認証申請)

第十三条 条例第十条の規則で定める様式は、合併認証申請書（別記第九号様式）とする。

一部改正〔平成一四年規則九六号・一五年七九号・一八年六二号・二四年一八号〕

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第十四条 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

一部改正〔平成一八年規則六二号・二四年一八号〕

(合併登記の届出)

第十五条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出は、合併登記完了届出書（別記第二号様式）によるものとする。

一部改正〔平成一八年規則六二号・二四年一八号〕

(清算人の届出)

第十六条 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人就任届出書（別記第十号様式）によるものとする。

2 前項の清算人就任届出書には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

一部改正〔平成一五年規則七九号・一七年二五号・一八年六二号・一〇七号・二〇年八四号〕

(清算終了の届出)

第十七条 法第三十二条の三の規定による清算終了の届出は、清算終了届出書（別記第十一号様式）によるものとする。

2 前項の清算終了届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

一部改正〔平成一七年規則二五号・一八年六二号・一〇七号・二〇年八四号〕

(検査の際の身分証明書)

第十八条 法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、別記第十二号様式とする。

一部改正〔平成一八年規則六二号・二四年一八号〕

(認定等の申請)

第十九条 条例第十一条の規則で定める様式は、法第四十四条第二項本文の申請書にあつては認定申請書（別記第十三号様式）、法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項本文の申請書にあつては認定有効期間更新申請書（別記第十四号様式）、法第五十八条第二項前段（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第四十四条第二項本文の申請書にあつては特例認定申請書（別記第十五号様式）、法第六十三条第五項において準用する法第四十四条第二項本文の申請書にあつては合併認定申請書（別記第十六号様式）

とする。

全部改正〔平成二四年規則一八号〕、一部改正〔平成二八年規則八一号〕

（定款の変更の認証に係る関係知事への書類の提出）

第十九条の二 法第五十二条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、同項の議決をした社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した定款変更認証関係書類提出書（別記第十七号様式）を知事に提出してするものとする。

追加〔平成二四年規則一八号〕、一部改正〔令和三年規則三〇号〕

（代表者の氏名の変更の届出）

第十九条の三 法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代表者氏名変更届出書（別記第十八号様式）によるものとする。

追加〔平成二四年規則一八号〕

（役員報酬規程等の提出）

第十九条の四 法第五十五条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を添付した役員報酬規程等提出書（別記第十九号様式）を知事に提出してするものとする。

追加〔平成二四年規則一八号〕、一部改正〔令和三年規則三〇号〕

（助成金支給実績書類の提出）

第十九条の五 法第五十五条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、法第五十四条第三項の書類を添付した助成金支給実績提出書（別記第二十号様式）を知事に提出してするものとする。

追加〔平成二四年規則一八号〕、一部改正〔平成二八年規則八一号〕

（情報通信の技術を利用する方法による手続き等を行う場合に必要な事項）

第二十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、同法第三条第八号に規定する申請等に係る同条第五号に規定する書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合とする。

2 前項に定めるもののほか、条例第十四条に規定する規則で定める事項については、知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年千葉県規則第百九十四号）の例による。

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号・令和五年五二号〕

（電磁的記録の保存の方法）

第二十一条 条例第十五条第二項に規定する電磁的記録の保存の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号〕

（電磁的記録の作成の方法）

第二十二条 条例第十六条第二項に規定する電磁的記録の作成の方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号〕

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第二十三条 条例第十七条第二項に規定する電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法

は、特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を紙その他の有体物に印刷して表示する方法とする。

追加〔平成一八年規則六二号〕、一部改正〔平成二四年規則一八号〕

（雑則）

第二十四条 法又は条例若しくはこの規則により知事に提出する書類の規格は、日本産業規格に定めるA列四番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則（平成二十四年三月二十三日規則第十八号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定、同条第三項を削る改正規定、第五条第二項前段の改正規定（「及び第三項」を削る部分に限る。）及び同項後段の改正規定は、同年七月九日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十八年十二月二十七日規則第八十一号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則第三条第1項の規定は、施行日以後に改正法による改正後の特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前に改正法による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年六月八日規則第三〇号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和四年三月三十一日規則第五十九号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年八月二十九日規則第五十二号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年九月一日から施行する。

○組合等登記令（抄）

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

（解散の登記）

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（継続の登記）

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記を

しなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になった連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算結了の登記)

第十条 組合等の清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条から第十三条まで 削除

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定

する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二十三条 清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記（第二十八条第六項の登記を除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 (略)

附 則〔平成二三年一〇月一四日政令第三一九号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければなら

い。

- 2 前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。
- 3 第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

附 則〔平成二八年一月一日政令第三四九号〕

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第二条の規定による改正後の組合等登記令第三条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用し、同月一日前に開始した事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例による。
- 3 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定によりなお従前の例によることとされた社会福祉法人の理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記については、なお従前の例による。

別表（第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係）

名 称	根 拠 法	登 記 事 項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

参考資料

関係連絡先一覧

令和7年2月1日現在

千葉地方法務局 法人登記 管轄・連絡先一覧

局名	電話番号	所在地	管轄区域
本局	043 (302)1315	〒260-8518 千葉市中央区中央港 1-11-3	千葉県内全域
市原出張所	0436 (41)3241	〒290-0062 市原市八幡 2384-56	※各種証明書発行事務のみ
東金出張所	0475 (52)2402	〒283-0063 東金市堀上 334-12	
佐倉支局	043 (484)1222	〒285-0811 佐倉市表町 1-20-11	
成田出張所	0476 (23)2313	〒286-0014 成田市郷部 1322	
茂原支局	0475 (24)2188	〒297-0078 茂原市高師台 1-5-3	
いすみ出張所	0470 (62)2283	〒298-0004 いすみ市大原 7400-55	
松戸支局	047 (363)6278	〒271-8518 松戸市岩瀬 473-18	
柏支局	04 (7167)3309	〒277-0005 柏市柏 6-10-25	
木更津支局	0438 (22)2531	〒292-0057 木更津市東中央 3-1-7	
館山支局	0470 (22)0620	〒294-0045 館山市北条 2169-1	
匝瑳支局	0479 (72)0334	〒289-2141 匝瑳市八日市場ハ 678-3	
香取支局	0478 (52)3391	〒287-0001 香取市佐原口 2122-40	
船橋支局	047 (431)3681	〒273-8558 船橋市海神町 2-284-1	
市川支局	047 (339)7701	〒272-0805 市川市大野町 4-2156-1	

※法人登記手続きは、千葉地方法務局本局のみの取り扱いになります。

※手続きの詳細については、直接法務局へお問い合わせ下さい。

※不動産登記とは、管轄が異なります。

県税の相談

事務所名	所在地	電話番号	所轄区域
中央県税事務所	〒260-8654 千葉市中央区都町 2-1-12 千葉県都町合同庁舎 2 階	043 (231) 0161	千葉市の一部（千葉西県税事務所管内の地域は除く）
千葉西県税事務所	〒261-8508 千葉市美浜区真砂 4-1-4	043 (279) 7111	千葉市の一部（注 2 参照）、 習志野市、八千代市
船橋県税事務所	〒273-8580 船橋市湊町 2-10-18	047 (433) 1275	市川市、船橋市、浦安市
松戸県税事務所	〒271-8564 松戸市小根本 7	047 (361) 2112	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市
柏県税事務所	〒277-8558 柏市あけぼの 2-1-5	04 (7147) 1231	野田市、柏市、我孫子市、
佐倉県税事務所	〒285-8503 佐倉市鐺木仲田町 8-1	043 (483) 1115	成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、富 里市、印旛郡
香取県税事務所 (旧佐原県税事務所)	〒287-8503 香取市佐原イ 92-11	0478 (54) 1314	香取市、香取郡
旭県税事務所	〒289-2504 旭市二 1997-1	0479 (62) 0772	銚子市、旭市、匝瑳市
銚子支所	〒288-0817 銚子市清川町 1-6-12	0479 (22) 5907	
東金県税事務所	〒283-8501 東金市東新宿 1-11	0475 (54) 0223	東金市、山武市、大網白里 市、山武郡
茂原県税事務所	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1	0475 (22) 1721	茂原市、勝浦市、いすみ市、 長生郡、夷隅郡
大多喜支所	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 472-2 夷隅合同庁舎 1 階	0470 (82) 2214	
館山県税事務所	〒294-0045 館山市北条 402-1	0470(22)7117	館山市、鴨川市、南房総市、 安房郡
木更津県税事務所	〒292-8525 木更津市貝渕 3-13-34	0438 (25) 1110	木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市
市原県税事務所	〒290-0081 市原市五井中央西 1-1-25 サンプラザ市原 5 階	0436 (22) 2171	市原市
自動車税事務所	〒260-8523 千葉市中央区問屋町 1-11	043 (243) 2721	県内全域（自動車税のみ）
県税税務相談 (県庁税務課)	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 本庁舎 8 階 税務課内	043 (223) 2127	県内全域

国税の相談

国税についての相談は、次の県内の税務署で受け付けていますので御利用ください。

税務署名	千葉東税務署		
所在地	〒260-8577 千葉市中央区祐光1丁目1番1号	TEL	043(225)6811
所管区域	千葉市（千葉南及び千葉西税務署管内の地域は除く）		
税務署名	千葉南税務署		
所在地	〒260-8688 千葉市中央区蘇我5丁目9番1号	TEL	043(261)5571
所管区域	千葉市（注1を参照のこと）、市原市		
税務署名	千葉西税務署		
所在地	〒262-8502 千葉市花見川区武石町1丁目520番地	TEL	043(274)2111
所管区域	千葉市（注2を参照のこと）、習志野市、八千代市		
税務署名	銚子税務署		
所在地	〒288-8666 銚子市栄町2丁目1番地1号	TEL	0479(22)1571
所管区域	銚子市、旭市、匝瑳市		
税務署名	市川税務署		
所在地	〒272-8573 市川市北方1丁目11番10号	TEL	047(335)4101
所管区域	市川市、浦安市		
税務署名	船橋税務署		
所在地	〒273-8574 船橋市東船橋5丁目7番7号	TEL	047(422)6511
所管区域	船橋市		
税務署名	館山税務署		
所在地	〒294-8503 館山市北条1164番地	TEL	0470(22)0101
所管区域	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡		
税務署名	木更津税務署		
所在地	〒292-8550 木更津市富士見2丁目7番18号	TEL	0438(23)6161
所管区域	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市		
税務署名	松戸税務署		
所在地	〒271-8533 松戸市小根本53番地の3	TEL	047(363)1171
所管区域	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市		
税務署名	佐原税務署		
所在地	〒287-8555 香取市北1丁目4番地1	TEL	0478(54)1331
所管区域	香取市、香取郡		
税務署名	茂原税務署		
所在地	〒297-8501 茂原市高師台1丁目5番地1 茂原地方合同庁舎	TEL	0475(22)2166
所管区域	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡		
税務署名	成田税務署		
所在地	〒286-8501 成田市加良部1丁目15番地	TEL	0476(28)5151
所管区域	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡		
税務署名	東金税務署		
所在地	〒283-8585 東金市東新宿1丁目1番12号	TEL	0475(52)3121
所管区域	東金市、山武市、大網白里市、山武郡		
税務署名	柏税務署		
所在地	〒277-8522 柏市あけぼの2丁目1番30号	TEL	04(7146)2321
所管区域	柏市、野田市、我孫子市		

注1.千葉南税務署管内の千葉市の地域は、次のとおりです。

〔中央区〕

赤井町、今井1～3丁目、今井町、鵜の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗1～3丁目、蘇我1～5丁目、蘇我町2丁目、大巖寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南町1～3丁目、南生実町、宮崎1・2丁目、宮崎町、村田町、若草1丁目

〔緑区〕

全域

注2.千葉西税務署及び千葉西県税事務所管内の千葉市の地域は、次のとおりです。

〔花見川区〕

朝日ヶ丘1～5丁目、朝日ヶ丘町、天戸町、内山町、宇那谷町、柏井1・4丁目、柏井町、検見川町1～3丁目・5丁目、犢橋町、こてはし台1～6丁目、作新台1～8丁目、さつきが丘1・2丁目、三角町、大日町、武石町1・2丁目、千種町、長作台1・2丁目、長作町、浪花町、畑町、花島町、花園町、花園1～5丁目、花見川、幕張町1～6丁目、幕張本郷1～7丁目、瑞穂1～3丁目、南花園1・2丁目、み春野1～3丁目、横戸台、横戸町

〔稲毛区〕

小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町

〔美浜区〕

磯辺1～8丁目、打瀬1～3丁目、豊砂、中瀬1・2丁目、浜田1・2丁目、ひび野1・2丁目、幕張西1～6丁目、真砂1～5丁目、美浜、若葉1～3丁目

市町村税の相談

市町村税について不明な点等は各市町村へお問い合わせください。

市町村役場 ・区役所		所在地		電話番号	市町村役場 ・区役所		所在地		電話番号	
千葉市	千葉市役所	〒260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5111	市役所	南房総市	〒299-2492	南房総市富浦町青木28	0470-33-1021	
	東部市税事務所 (中央区、若葉区、緑区)	〒264-8582	千葉市若葉区桜木北2-1-1 若葉区役所内	043-233-8136		匝瑳市	〒289-2198	匝瑳市八日市場ハ793-2	0479-73-0084	
	西部市税事務所 (花見川区、稲毛区、美浜区)	〒261-8582	千葉市美浜区真砂5-15-1 美浜区役所内	043-270-3136		香取市	〒287-8501	香取市佐原口2127	0478-54-1111	
						山武市	〒289-1392	山武市殿台296	0475-80-1112	
						いすみ市	〒298-8501	いすみ市大原7400-1	0470-62-1111	
						大網白里市	〒299-3292	大網白里市大網115-2	0475-70-0300	
市役所					印旛郡	酒々井町	〒285-8510	酒々井町中央4-11	043-496-1171	
						栄町	〒270-1592	栄町安食台1-2	0476-95-1111	
	銚子市	〒288-8601	銚子市若宮町1-1	0479-24-8181	香取郡	神崎町	〒289-0292	神崎町神崎本宿163	0478-72-2111	
	市川市	〒272-8501	市川市八幡1-1-1	047-334-1111		多古町	〒289-2292	多古町多古584	0479-76-2611	
	船橋市	〒273-8501	船橋市湊町2-10-25	047-436-2111		東庄町	〒289-0692	東庄町笹川14713-131	0478-86-1111	
	館山市	〒294-8601	館山市北条1145-1	0470-22-3111		山武郡	九十九里町	〒283-0195	九十九里町片貝4099	0475-70-3100
	木更津市	〒292-8501	木更津市富士見1-2-1	0438-23-7111	芝山町		〒289-1692	芝山町小池992	0479-77-3901	
	松戸市	〒271-8588	松戸市根本387-5	047-366-1111	横芝光町		〒289-1793	横芝光町宮川11902	0479-84-1211	
	野田市	〒278-8550	野田市鶴巻7-1	04-7125-1111	長生郡		一宮町	〒299-4396	一宮町一宮2457	0475-42-2111
	茂原市	〒297-8511	茂原市道表1	0475-23-2111		睦沢町	〒299-4492	睦沢町下之郷1650-1	0475-44-1111	
	成田市	〒286-8585	成田市花崎町760	0476-22-1111		長生村	〒299-4394	長生村本郷1-77	0475-32-2111	
	佐倉市	〒285-8501	佐倉市海隣寺町97	043-484-1111		白子町	〒299-4292	白子町関5074-2	0475-33-2111	
	東金市	〒283-8511	東金市東岩崎1-1	0475-50-1111		長柄町	〒297-0298	長柄町桜谷712	0475-35-2111	
	旭市	〒289-2595	旭市二1232	0479-62-1212		長南町	〒297-0192	長南町長南2110	0475-46-2111	
	市役所	習志野市	〒275-8601	習志野市鷺沼2-1-1	047-451-1151	夷隅郡	大多喜町	〒298-0292	大多喜町大多喜93	0470-82-2111
		柏市	〒277-8505	柏市柏5-10-1	04-7167-1111		御宿町	〒299-5192	御宿町須賀1522	0470-68-2511
		勝浦市	〒299-5292	勝浦市新官1343-1	0470-73-1211	安房郡	鋸南町	〒299-2192	鋸南町下佐久間3458	0470-55-2111
		市原市	〒290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1	0436-22-1111					
		流山市	〒270-0192	流山市平和台1-1-1	04-7158-1111					
		八千代市	〒276-8501	八千代市大和田新田312-5	047-483-1151					
		我孫子市	〒270-1192	我孫子市我孫子1858	04-7185-1111					
		鴨川市	〒296-8601	鴨川市横渚1450	04-7092-1111					
		鎌ヶ谷市	〒273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1141					
		君津市	〒299-1192	君津市久保2-13-1	0439-56-1581					
		富津市	〒293-8506	富津市下飯野2443	0439-80-1222					
		浦安市	〒279-8501	浦安市猫実1-1-1	047-351-1111					
		四街道市	〒284-8555	四街道市鹿渡無番地	043-421-2111					
		袖ヶ浦市	〒299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-2111					
八街市		〒289-1192	八街市八街ほ35-29	043-443-1111						
印西市		〒270-1396	印西市大森2364-2	0476-42-5111						
白井市	〒270-1492	白井市復1123	047-492-1111							
富里市	〒286-0292	富里市七栄652-1	0476-93-1111							

官報公告

官報による公告の詳細については下記までお問い合わせください。

千葉県官報販売所

住 所：千葉県千葉市中央区中央４－９－８

電 話：043-222-7635 F A X：043-222-6045

M a i l：chiba@gov-book.or.jp

千葉市（所轄庁）連絡先

千葉市にのみ事務所をおく法人については下記までお問い合わせください。

千葉市市民局市民自治推進部市民自治推進課

住 所：千葉市中央区千葉港１番１号 千葉市役所高層棟８階

電 話：043-245-5664

M a i l：jichi.CIC@city.chiba.lg.jp